

平成 19 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

鳥取大学

平成 20 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	9
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 教育の成果	30
基準7 学生支援等	33
基準8 施設・設備	37
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	40
基準10 財務	44
基準11 管理運営	46
<参 考>	51
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	53
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	54
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	56

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

19年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～20年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成） 評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）として対象大学に通知〕）
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成20年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
池 端 雪 浦	前東京外国語大学長
内 永 ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社技術顧問
岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	信州大学監事
北 原 保 雄	日本学生支援機構理事長
木 村 靖 二	大学評価・学位授与機構評価研究部長
○小 出 忠 孝	愛知学院大学長
河 野 伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長
後 藤 祥 子	日本女子大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
齋 藤 八重子	前東京都立九段高等学校長
曾 我 直 弘	滋賀県立大学長
館 昭	桜美林大学教授
檜 崎 憲 二	読売新聞西部本社編集局長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山大学長
平 野 眞 一	名古屋大学総長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前 原 澄 子	京都橘大学看護学部長
森 正 夫	公立大学協会相談役
森 本 尚 武	前信州大学長
山 内 一 郎	学校法人関西学院理事長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉 川 弘 之	産業技術総合研究所理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	信州大学監事、前電気通信大学長
児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長、前大阪市立大学長
後 藤 祥 子	学校法人日本女子大学理事長、日本女子大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監、東京大学名誉教授
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長、千葉大学名誉教授
森 正 夫	公立大学協会相談役、前愛知県立大学長
森 本 尚 武	前信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第4部会)

○天 岸 祥 光	前静岡大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
○児 嶋 眞 平	前福井大学長
木 南 英 紀	順天堂大学大学院医学研究科長
○近 藤 浩 二	元香川大学長
犀 川 哲 典	大分大学教授
坂 本 恒 夫	明治大学教授
高 田 康 成	東京大学教授
對 馬 達 雄	秋田大学教授
津 田 俊 信	埼玉大学名誉教授
土 屋 俊	千葉大学副理事・教授
○永 田 行 博	前鹿児島大学長
中 西 久 枝	名古屋大学教授
松 野 隆 一	石川県立大学教授
◎森 本 尚 武	前信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
○清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
山 内 一 郎	学校法人関西学院理事長
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成19年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

鳥取大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学生による授業評価アンケート調査の結果が、教育功労賞等の選考の参考資料に使用されている。
- 文部科学省大学教育の国際化推進プログラム事業などにより、実践力を重視した特色ある教育改善に取り組んでいる。
- GPA制度を採用し、優秀学生育成奨学金受給者の選考などに積極的に活用している。
- 平成14年度に「乾燥地科学プログラム」、平成16年度には「染色体工学技術開発の拠点形成」が文部科学省21世紀COEプログラムに採択され、研究から得られた成果を授業に活用している。
- 国連・国際機関等への貢献によって、世界に通用する人材の育成を目指し、平成19年度にグローバルCOEプログラム「乾燥地科学拠点の世界展開」が採択されている。
- 平成15年度に「アウトアネスを持った学生づくり教育」が文部科学省特色GPに採択され、教育改善に取り組んでいる。
- 平成16年度に「大学間連携によるフィールド教育体系の構築ー中国・四国地域の農学系学部をモデルとしてー」（基幹校は広島大学）が、文部科学省現代GPに採択され、中国・四国地方の農学系学部において自大学にはない分野を相互に履修できる取組を実施している。
- 鳥取大学学生表彰規則を制定して優秀学生育成奨励金制度を設け、当該大学独自に成績優秀者に対する経済的支援を行っている。また、大学院博士後期課程の優秀な学生に対して、エンカレッジ・ファンドを定め、学生を支援している。
- 県立図書館や県内全市の公立図書館との間で相互利用協定を締結し、利用可能蔵書数を増加させている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

当該大学の目的は、鳥取大学学則第 3 条に「知と実践の融合」を教育研究の理念に掲げ、目標を達成するため、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって平和的な国家及び豊かな社会の形成に資する有為な人材の育成と学術文化の進展に貢献するものとする」としている。さらにそれを具現化するために（1）社会の中核となり得る教養豊かな人材の育成、（2）地球的、人類的及び社会的課題解決への先端的研究、（3）地域社会の産業と文化等への寄与、の 3 つを教育研究の目標に掲げている。

また、これらの理念と目標に沿って、各学部、各研究科で教育研究活動における目的や目標、養成しようとする人材像等を明確に定めている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則第 3 条に教育研究の理念として「知と実践の融合」を掲げ、それに基づいて教育研究の目標を明確に定めている。さらに「教育グランドデザイン」を策定し、人間力（知力・実践力・気力・体力・コミュニケーション力）を根底においた教育活動を展開している。

各学部においては、以下のように目的を定めている。

地域学部は、「地域に関する専門的な知識や能力と、地域創成の情熱を持った地域のキー・パーソンを生み出す」と定めている。

医学部は、「生命の尊厳を重んじ、限りない人類愛を身につけると共に、地域社会のみならず国際的に貢献できる個性輝く創造性豊かな人材を養成する」と定めている。

工学部は、「人類の福祉と社会の発展に資するため、主として工学分野において人々や社会が必要とする技術を開発し、それを駆使しうる人材を育成する」と定めている。

農学部は、「豊かな人間性を育てつつ、基礎的専門知識と課題研究能力を備え、幅広い視野と創造性をもって人類の生存と福祉に貢献できる人材を育成する」と定めている。

これらのことから、目的が学校教育法第 52 条「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」に対応していることから、大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学院の目的は、鳥取大学大学院学則第1条に「鳥取大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。そして大学院学則第4条の2に各研究科各専攻における教育研究上の目的を11項目に亘って明記しており、各研究科が対象とする学術分野において、教養豊かな高度専門職業人の養成を目指して教育研究活動を展開している。

各研究科・専攻においては、以下のように目的を定めている。

地域学研究科の各専攻は、「地域社会の再生・発展に向けて、地域が抱える多種多様な問題を学術的かつ実践的に解決するための教育研究を行うとともに、地域政策、地域文化、地域環境、地域教育という個別専門領域に関わる高度専門職業人を養成すること」を目的としている。

医学系研究科医学専攻は、「優れた倫理観を基盤に、自立して研究活動を行うための高度な教育研究を行うとともに、医学研究者、又は優れた研究能力と豊かな学識を備えた臨床医若しくは医療人を養成すること」を目的としている。医学系研究科生命科学専攻(博士前期課程)は、「医学・生命科学分野の多様化する医学関連領域の高度な教育研究を行うとともに、優れた倫理観のもとに幅広い知識と技術を有し、社会的ニーズへ貢献できる高度専門職業人、又は研究者を養成すること」を目的としている。医学系研究科生命科学専攻(博士後期課程)は、「医学及び生命科学分野における最先端の知識と技術を通して、多様な社会の発展に貢献するための高度な教育研究を行うとともに、優れた倫理観と豊かな学識を備え、自立した技術者、又は研究者を養成すること」を目的としている。医学系研究科機能再生医科学専攻(博士前期課程)は、「優れた倫理観の上に立ち、遺伝子及び再生医療を中心とした機能再生医科学分野の幅広い高度な教育研究を行うとともに、当該分野の高度専門職業人、又は研究者を養成すること」を目的としている。医学系研究科機能再生医科学専攻(博士後期課程)は、「優れた倫理観を基盤に再生医学、遺伝子医学及び染色体工学の分野で自立して研究活動を行うための高度な教育研究を行うとともに、当該分野の優れた研究能力と豊かな学識を備えた臨床医、教育者、又は研究者等を養成すること」を目的としている。医学系研究科保健学専攻は、「優れた倫理観の上に立ち、看護学及び臨床検査医学分野の幅広い高度な教育研究を行うとともに、当該分野の幅広い高度な知識と技術を持ち合わせた研究者、又は専門看護師や専門臨床検査技師などの高度専門職業人を養成すること」を目的としている。

工学研究科の各専攻(博士前期課程)は、「工学分野の多様化するニーズに対応できる知識・技術を教授し、研究活動を通じた高度な教育研究を行うとともに、当該分野における萌芽的研究や開発研究を進めることができる高度専門職業人、又は研究者を養成すること」を目的としている。工学研究科の各専攻(博士後期課程)は、「専門的及び学際的立場から工学分野の高度で先進的な教育研究を行うとともに、豊かな学識を有し、自立した研究活動を行う能力、社会の要請に対応できる応用力、創造力を有する技術者、又は研究者を養成すること」を目的としている。

農学研究科の各専攻は、「食料、生命、環境、乾燥地、エネルギーなどに関する深い学識を教授し、それぞれの専攻分野の幅広い高度な教育研究を行うとともに、広い視野に立ち人類の生存に関わる諸問題を解決できる高度専門職業人、又は研究者を養成すること」を目的としている。

連合農学研究科の各専攻は、「生物生産科学、生物環境科学及び生物資源科学に関する分野で高度な教育研究を行うとともに、専門知識、洞察力、問題解決能力を備えた技術者、又は研究者を養成すること」を目的としている。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法第65条「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、

鳥取大学

その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学が定めた理念や目標、及び学部・研究科が掲げる教育研究の目的は、毎年発行される『鳥取大学概要』、『鳥取大学案内』や学部・研究科概要等の印刷物が教職員に配布され、同時に大学ウェブサイトにも掲載されて、周知徹底を図っている。

学生に対しては、新入生を中心に毎年『学生生活案内（キャンパス・ダイアリ）』を配布し、オリエンテーション等で説明を行って、理解を深める努力を継続している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

当該大学の理念や目標、各学部・研究科の教育研究の目的等については、『鳥取大学概要』や『鳥取大学案内』等に記載され、これらの印刷物はオープンキャンパスや入試説明会で参加者に配布している。同時に大学紹介DVDでも教育研究活動の目的を説明している。さらに大学ウェブサイト等の媒体を用いて学外に向けて公表している。

なお、当該大学のウェブサイトは日本語版とともに英語版を用意している。さらに、日本語版ウェブサイトでは受験生、地域社会、企業向けなどに分類して情報提供を行っており、社会に広く公表していくための配慮と工夫をしている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号、施行日：平成19年12月26日）」施行に伴い、学校教育法第52条は第83条に、同法第65条は第99条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、地域学部、医学部、工学部及び農学部の4学部から構成されている。

地域学部（平成16年度に教育地域科学部を改組）は4学科（地域政策学科、地域教育学科、地域文化学科、地域環境学科）及び芸術文化センターから構成されている。

医学部は3学科2専攻（医学科、生命科学科、保健学科（看護学専攻、検査技術科学専攻））から構成されており、学部附属施設として附属病院及び附属脳幹性疾患研究施設を併設している。

工学部は8学科（機械工学科、知能情報工学科、電気電子工学科、物質工学科、生物応用工学科、土木工学科、社会開発システム工学科、応用数理工学科）から構成されており、工学部附属の教育施設として、ものづくり教育実践センターを併設している。

農学部は2学科（生物資源環境学科、獣医学科）から構成され、フィールドサイエンスセンター、菌類きのこ遺伝資源研究センター、動物病院及び鳥由来人獣共通感染症疫学研究センターの4つの学部附属施設を併設している。

これらの構成は当該大学の基本理念である「知と実践の融合」に基づく教育研究の目的に整合するといえる。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

当該大学は大学教育総合センターを基幹組織として設置し、教養教育を実施している。

教養教育は全学共通科目として、大学入門科目、主題科目、実践科目、専門基礎科目の4区分を設けており、各学部・学科は、教育目的に応じて4区分それぞれの必修単位数（地域学部・合計36単位、医学部医学科・合計59単位、工学部機械工学科・合計41単位、農学部獣医学科・合計41単位など）を定めている。

全学共通科目については、常置委員会である教育支援委員会が立案と運営を、大学教育総合センターが実務を担当しており、大学教育総合センターの専任教員の分野構成は、外国語、保健体育、人文社会科学が中心となっている。

なお、全学共通科目は、全学出動体制方式により授業を実施しており、全学の専任教員は37の「教科集団」のいずれかに所属している。その教科集団を統括するものとして主題部会、外国語部会、健康スポーツ科学部会の3部会が設置されている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は、地域学研究科（教育学研究科）、医学系研究科、工学研究科、農学研究科、連合農学研究科の4研究科、1独立研究科から構成されている。そして、学問分野の体系と社会情勢に対応して専攻等の改組を行っている。

平成19年度に新設された地域学研究科（修士課程）は、地域創造専攻と地域教育専攻から構成されており、平成19年度より学生募集を停止している教育学研究科（修士課程）は、3専攻（学校教育、障害児教育、教科教育）、12専修（学校教育、障害児教育、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家政教育、英語教育）から構成されている。

医学系研究科は、医学専攻（博士課程）、生命科学専攻（博士前期課程、博士後期課程）、機能再生医科学専攻（博士前期課程、博士後期課程）、及び保健学専攻（修士課程）から構成されている。

工学研究科は、博士前期課程8専攻（機械工学、知能情報工学、電気電子工学、物質工学、生物応用工学、土木工学、社会開発システム工学、応用数理工学）と博士後期課程3専攻（情報生産工学、物質生産工学、社会開発工学）から構成されている。

農学研究科（修士課程）は、生物生産科学専攻、農林環境科学専攻、農業経営情報科学専攻の3専攻から構成されている。

連合農学研究科（博士課程）は、鳥取大学、島根大学及び山口大学の各大学院農学研究科を連合した独立研究科で、生物生産科学専攻、生物環境科学専攻、生物資源科学専攻の3専攻から構成されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

「知と実践の融合」に掲げた3つの教育研究目標を達成するために、8つの学内共同教育研究施設と1つの全国共同利用施設が設置されている。

すなわち、学内共同教育研究施設として、（1）入学センター（入試の企画・運営・実施、調査、広告・宣伝、進学相談等）、（2）大学教育総合センター（教育研究開発部、共通教育企画・実施研究部、外国語教育研究部、健康・スポーツ科学教育研究部から構成され、全学共通教育を実施）、（3）国際交流センター（学術交流・国際交流などの企画・立案、外国人留学生及び日本人学生の留学相談等）、（4）総合メディア基盤センター（学内の情報基盤の総括、情報技術を活用する研究・教育の支援、学生への情報リテラシー教育、セキュリティポリシーの運用など）、（5）生涯教育総合センター（生涯学習、教職教育による地域の生涯教育）、（6）産学・地域連携推進機構（共同研究・受託研究、科学技術相談、独創的・萌芽的研究の促進、知的財産の創出・管理・活用、地域社会や住民との諸連携活動等の推進）、（7）生命機能研究支

援センター（生命科学、環境科学、ナノテクノロジー開発などの学際的研究の推進に対応する教育研究の総合的推進）、（8）鳥取地区放射性同位元素等共同利用施設、が設置されている。

また全国共同利用施設として、乾燥地における砂漠化防止及び開発利用に関する基礎的研究を目的とした乾燥地研究センターが設置されている。これは国内・国際共同研究を任務とし、さらに大学院生や研究生の研究指導を行っている。その成果として、平成14年度の21世紀COEプログラムに「乾燥地科学プログラム」、平成19年度のグローバルCOEプログラムに「乾燥地科学拠点の世界展開」が採択されている。

さらに附属学校部が置かれ、大学附属の学校園を所掌している。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

鳥取大学教授会通則第2条によって教授会を設置し、毎月1回開催を原則として、学部に係る教育課程の編成に関する事項や学生の入学・卒業、その他学生の在籍に関する事項を審議している。なお効率的な教授会運営を果たすために代議員会が設置されている。

また、鳥取大学大学院学則第69条によって研究科委員会を設置し、大学院に係る教育課程に関する事項や学生の入学・卒業、その他学生の在籍に関する事項、学位に関する事項を審議している。効率的な研究科委員会運営を果たすために、工学研究科に研究科代議員会、医学系研究科に大学院委員会が設置されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等を検討する全学組織の常置委員会として教育支援委員会を設置している。

各学部においては、教育課程や教育方法等を検討する委員会を設置し、原則として毎月1回開催している（平成18年度は12回～18回開催）。大学院においても、学部とほぼ同様の活動が行われている。

これらの教務委員会等の審議結果については、議事録として保管され、資料配布やウェブサイト等を通じて構成員に周知されている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制については、大講座制を含む講座制又は学科目制をとっており、大学設置基準及び大学院設置基準に準拠し、鳥取大学規則によって学部や研究科、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設の設置に際しては適切な教員組織の編制を行っている。

さらに中期目標・中期計画に「教育研究の進展や社会的要請に応じ適切な評価に基づき、教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を進める」と定めて、教育研究組織の見直しに関する目標を掲げている。

すなわち、教育研究の伸長や社会的要請に応じた改組の見直しの1つとして、平成16年度には教育地域科学部から地域学部への改組が実施され、それに伴い平成19年度には地域学研究科が設置されている。

当該大学の4学部の構成は、以下のようになっている。

地域学部は、4学科及び1センターで構成され、それぞれの学科に2つの講座を置き、1講座を3～5分野に分け、1分野あたり2～3人の教員を配置している。センターには7人の教員が配置されている。

医学部は、3学科及び1施設並びに附属病院で構成され、それぞれの学科に2～8の講座が設置されている。施設については、4つの部門から構成されている。

工学部は、8つの学科及び1センターで構成され、それぞれの学科は2～3の講座が設置されている。センターには1人の教員が配置されている。

農学部は、2つの学科及び4つの学部附属教育研究施設で構成され、生物資源環境学科は、2講座で設置され、獣医学科は3つの学科目（基礎獣医学、病態・予防獣医学、臨床獣医学）に19の教育研究分野で設置されている。また、4つの学部附属教育研究施設には1～5人の教員が配置されている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

教育研究の目的を達成するため、大学設置基準及び大学院設置基準に準拠し、鳥取大学規則、中期目標・中期計画によって教員組織を編制している。

学部専任教員以外にも大学院研究科、全国共同利用研究施設、大学教育総合センター等の学内共同教育研究施設に教員が配置され、学部専任教員と共に教育・研究指導にあたり、教員数は平成19年5月1日現在、総合計711人（助手5人を含む）である。また、非常勤講師は、学士課程・大学院課程におい

て、平成 18 年度は 418 人が採用されている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 地域学部：68 人（うち教授 37 人）
- ・ 医学部：202 人（うち教授 57 人）
- ・ 工学部：131 人（うち教授 52 人）
- ・ 農学部：77 人（うち教授 32 人）

これらのことから、必要な教員数が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。

〔修士課程〕

- ・ 地域学研究科：研究指導教員数 32 人（うち教授 32 人）、研究指導補助教員数 2 人
- ・ 教育学研究科（平成 19 年度より学生募集停止）：研究指導教員数 51 人（うち教授 39 人）、研究指導補助教員数 28 人
- ・ 医学系研究科（保健学専攻）：研究指導教員数 32 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員数 7 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員数 48 人（うち教授 35 人）、研究指導補助教員数 22 人

〔博士前期課程〕

- ・ 医学系研究科（生命科学専攻・機能再生医科学専攻）：研究指導教員数 23 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員数 11 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員数 106 人（うち教授 52 人）、研究指導補助教員数 29 人

〔博士後期課程〕

- ・ 医学系研究科（生命科学専攻・機能再生医科学専攻）：研究指導教員数 21 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員数 0 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員数 105 人（うち教授 51 人）、研究指導補助教員数 0 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科（医学専攻）：研究指導教員数 134 人（うち教授 38 人）、研究指導補助教員数 52 人
- ・ 連合農学研究科：研究指導教員数 136 人（うち教授 88 人）、研究指導補助教員数 13 人

教育学研究科においては、平成 19 年度より学生募集を停止し、教員を新設した地域学研究科に移行させているが、未だ教育学研究科に在学している学生への教育を保障するという観点に鑑み、当該研究科教科教育専攻を大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用した場合、一部の専修を除いて、その基準を下回っている。ただし、すでに同研究科では学生の募集を停止していること、またこれに伴って授業の開講数も大幅に減少していることから、相応の教員数は確保されている。

これらのことから、大学全体として必要な研究指導教員及び研究指導補助教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員選考は、鳥取大学教員選考基準、鳥取大学教員選考に関する基本方針に基づき、各学部が教員選考規則を制定し実施している。鳥取大学教員選考に関する基本方針では、教員の選考に際しては、年齢、性別、国籍に関わらず、教育及び研究に優れた者を広く原則公募により求めることとし、一方、「他大学出身者、女性教員、大学外社会人及び外国人の採用等の促進を図ること」と定めている。

平成19年5月1日現在の年齢構成は、25～34歳53人（うち女性20人）、35～44歳179人（同29人）、45～54歳174人（同16人）、55～64歳178人（同16人）、65歳以上14人（同1人）とバランスが取れているが、女性教員は82人13.7%（地域学部17%、医学部23%、工学部2%、農学部7%）で学部によっては低率である。また外国人教員は、全学で合計7人となっている。

任期制は鳥取大学における教員の任期に関する規則によって導入しており、医学部及び農学部、医学系研究科の一部組織、学内共同教育研究施設等で39人（うち女性4人）の任期付き教員を採用している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準を大学規則及び学部規則により明確にしている。さらに学部ごとに選考基準を設けて、教育上の指導能力の評価や大学院課程における教育研究上の指導能力の評価を行っている。

地域学部では研究業績基準を数値で示し、品格・識見、教育経験、社会貢献実績等により評価している。医学部は研究業績、教育実績、技能、人格、見識、健康等から評価している。工学部や農学部では職歴や教育歴などから教育指導能力を評価し、研究業績や社会貢献等から研究指導能力を評価している。

採用人事に際しては、複数の教員から成る人事選考委員会を設けて審査を行っており、最近では審査過程の一部にプレゼンテーションによる公開審査を組み込むこともある。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

平成13年10月に授業評価アンケート実施等要項を定めている。教育支援委員会が主体となり、各学部と協力して全授業科目について、原則として前期及び後期の定期試験前に学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックしている。例えば教員は評価結果を参考にして、質問がしやすいような雰囲気を作るため、授業後も教室に留まり、個人的に質問できる時間を設けるなど、授業内容や教授方法等の改善に努めている。またその評価結果は、大学教育総合センター等の学術論文として公開し、当該大学ウェブサイト公表している。評価の結果が極端に劣る教員に対しては、学部長による助言・指導を行っている。それらは学長による教育功績賞の受賞者の選考資料としても利用され、学科ごとの教

育優秀教員に対する表彰制度も設けている。

教員に対しては、平成 15 年度から自己点検評価方式により、教員個人業績評価を実施しており、その中に教育活動に係る項目を設けて評価を行い、教育改善に役立てている。

また、工学部は J A B E E（日本技術者教育認定機構）認証による評価を受け、連合農学研究科は主指導教員の資格審査制度による 5 年ごとの更新が実施されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教育課程を編成する時に、授業を担当する個々の教員の教育内容が研究活動を着実に反映するような配慮がなされている。理系の教員の場合には内外の学協会誌に英文の論文として掲載され、また、教育系では教育研究活動の成果を著書としてまとめたものをテキストとして使用している教員もいる。授業のテーマは研究内容に分野別に対応しているだけでなく、各教員が自らの研究成果を授業に反映させることに努めている。

すなわち、研究活動と教育内容はシラバスが示すように、教員の研究活動と教育内容の対応関係、教員の研究結果を教材等に活用している。また、授業に使用した教材やプリントは、教員あるいは学部・学科別に資料として収集し保存している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を展開するために、本部事務局・学生部の下に教育支援課、生活支援課、就職支援課、入試課を設置し、45 人の事務職員を配置している。各学部には教育専任部署のもとに、地域学部教務係、医学部学務・研究課、同教育支援室、工学部教務係、農学部教務係に 34 人の事務職員等を配置している。

技術職員は、医学部 29 人、工学部 25 人、農学部 10 人、総合メディア基盤センター 5 人、乾燥地研究センター 4 人を配置し、教育研究活動の支援に当たっている。

教育補助者として大学院学生を TA・延 3,016 人（工学部 1,645 人など）、RA・194 人（医学部 103 人など）に雇用し、活用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生による授業評価アンケート調査の結果が、教育功労賞等の選考の参考資料に使用されている。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

大学学則第3条に掲げる大学の目的を当該大学運営の基本原則としながら、教育研究の理念（「知と実践の融合」）と教育研究の目標をもとに、学部・学科及び研究科等ごとに、求める学生像や入学者選抜の基本方針等のアドミッション・ポリシーを明示している。その内容は大学案内、大学概要、入学者選抜要項、各学部等パンフレット、AO入試概要リーフレット、大学ウェブサイト、受験生向けウェブサイト等に掲載し、広く社会に公表している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

各学部・学科及び研究科は、アドミッション・ポリシーに沿って学生を幅広く受け入れるために、一般選抜（前期日程・後期日程）のほかに、AO入試、推薦入学Ⅰ・Ⅱ、特別選抜（帰国子女、中国引揚者等子女、社会人）、私費外国人留学生選抜等の多様な選抜方法を採用している。

一般選抜では、前期日程・後期日程とも大学入試センター試験と、学部・学科の特性に即して教科科目の学力試験、総合問題、小論文、面接等により総合的に選抜している。

平成16年度から開始したAO入試では、大学入試センター試験を課さず、第1次選考（書類、面接）及び第2次選考（書類、面接、小論文、プレゼンテーション、グループディスカッション等）により選抜を行っている。第1次選考では、全国5会場（平成19年度志願者数263人＝鳥取：87人、東京：13人、大阪：58人、福岡：36人、岡山：69人）で面接を実施し、志望者の便宜を図っている。

推薦入学Ⅰでは大学入試センター試験は課さずに面接と小論文等で、推薦入学Ⅱでは大学入試センター試験と面接、小論文等で実施・選抜している。

医学部医学科では、平成18年度から鳥取県と連携して、地域枠（5人）による推薦入試を導入した。

当該大学院では、一般選抜、社会人特別選抜、留学生特別選抜を行い、研究科によっては、年2回の選抜試験や飛び級選抜をも実施し、定員の確保に努めている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

当該大学のアドミッション・ポリシーは、留学生や社会人、編入学生を含み、すべての志願者に適用している。

留学生、社会人については、私費外国人留学生募集要項、特別選抜学生募集要項（帰国子女、中国引揚者等子女、社会人）等において、学部・学科ごとに受験資格と選抜方法を明示しており、大学入試センター試験はすべて免除している。留学生には、日本留学試験及び学力検査等の結果を総合的に判定し選抜している。社会人選抜と帰国子女特別選抜は、出願書類、小論文及び面接により総合的に選抜している。

編入学は3年次編入とし、医学部医学科では学士編入、医学部保健学科、工学部及び農学部では短期大学、高等専門学校卒業者等に門戸を開いている。

当該大学院の研究科では、一般選抜とは別に留学生特別選抜及び社会人特別選抜を行っている。博士後期課程では4月入学と10月入学を設け、受験者の事情に配慮した選抜を実施している研究科もある。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜は常置委員会の入試委員会が実施している。実施に関わる関係要領は各学部・研究科でそれぞれ定めている。

試験問題の作成・点検・印刷・採点等は、要領等のもとチェックマニュアルに従い厳正に実施している。試験監督、警備等諸業務についても実施要領を作成し実施している。

合否判定は、各教授会・研究科委員会において公平かつ厳正に実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者選抜試験終了後に、入学者選抜方法研究専門委員会を設置して、入学者選抜方法や入学者の成績追跡調査等から、入学者選抜方法の改善に役立つ調査研究を実施し、その結果を『入学者選抜方法研究委員会報告書』として、公表している。これによって、平成20年度入試において工学部では、機械工学科、知能情報工学科及び電気電子工学科でAO入試の募集を停止し、電気電子工学科は、新たに推薦入学I（センター試験を課さない）を実施することとしている。

また、入学後の学生の追跡調査を実施して分析し、これらの結果を次年度以降の入試形態に即した選抜方法の改善に役立っている。

さらに、学生や教育関係者、社会のニーズを把握するために県内の高等学校と意見交換会を毎年開催して、選抜試験の改善に努めている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-1① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成15～19年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均をみると、平

鳥取大学

均入学定員超過率は全学部で106%、全研究科では110%である。

なお平成15～19年度の5年間の各学部及び各研究科の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、以下のとおりとなっている。(ただし、平成16年4月に改組された地域学部、新設された医学系研究科保健学専攻については、過去4年間の実施分、また平成19年4月に設置された地域学研究科については、過去1年の実施分。)

〔学士課程〕

- ・ 地域学部：1.07倍
- ・ 医学部：1.01倍
- ・ 工学部：1.07倍
- ・ 農学部：1.06倍

〔修士課程〕

- ・ 地域学研究科：1.00倍
- ・ 医学系研究科：1.47倍
- ・ 農学研究科：1.07倍

〔博士前期課程〕

- ・ 医学系研究科：1.43倍
- ・ 工学研究科：1.17倍

〔博士後期課程〕

- ・ 医学系研究科：1.04倍
- ・ 工学研究科：0.56倍

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：0.61倍
- ・ 連合農学研究科：1.55倍

なお、医学系研究科（修士課程）、医学系研究科（博士前期課程）、連合農学研究科（博士課程）については、入学定員超過率が高く、工学研究科（博士後期課程）、医学系研究科（博士課程）においては、入学定員充足率が低く、また医学系研究科医学専攻の平成19年度充足率は42%で年々低下傾向にある。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は、大学院の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

平成18年度策定の「鳥取大学の教育グランドデザイン」により、教育目的、目標、養成しようとする人材像を示し教育改革を推進している。特に教養教育では広範な知識習得が可能となるよう「大学入門科目」、「主題科目」、「実践科目」、「専門基礎科目」の4つの科目区分から編成している。これに伴い、各学部は、全学共通科目をくさび形に配置しながら、年次進行に従い、専門教育のウエイトを高めて専門的知識・技能の習得が可能なカリキュラムを編成している。履修年次は、各学部の教育課程表に明示し、カリキュラム編成は選択教科と必修教科を目標達成可能なように配置している。

さらに専門教育は各学部が教育の充実に種々の試みを行っている。例えば医学部では、医学科、生命科学科、保健学科の合同講義を行い、連携しつつ生命の尊厳と創造性に富む医療人や生命科学者を養成する授業を行っている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5-1-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各学部はそれぞれの履修規程を制定し、教育課程表を明示している。そして全学共通科目及び専門科目

修得単位数を年次に従い、履修規程に示している。それらはいずれも教育課程編成の趣旨に沿っており、例えば全学共通科目は4教育科目に区分され、その中の主題科目ではさらに「人間と文化」、「社会と人間」、「生命と科学」、「技術と文明」、「人類と環境」、「複合領域」の6区分を内容とともに示し、広く深い知識と柔軟な総合判断力の育成を目指している。

また、各学部専門科目では授業概要一覧表から、低学年での専門基礎科目から学年の進行に伴い、実践的な専門教育が進められる編成になっており、専門授業科目名と授業概要の整合性が備わっているといえる。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

全学共通教育及び専門教育において、教員が学会など学外の研究活動で得た幅広い知見を、教員の専門分野にとらわれることなく、研究遂行の過程で会得した知見を授業に織り込み、社会情勢や学界水準を反映した授業の実践に取り組んでいる。それらの内容は、シラバスや授業で使用するテキストや配布資料にも盛り込まれ、有効活用されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

全学共通科目では、「教養特別講義Ⅰ」、中国・四国地区の国立大学9大学がSCS（スペースコラボレーションシステム）を利用し、参加大学の教員を担当講師としてオムニバス形式により実施されている「中国・四国地区国立大学等共同授業」、「海外実践教育科目」、「高年次実践科目」等が学生のニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した科目として開設されている。また平成16年度に「大学間連携によるフィールド教育体系の構築—中国・四国地域の農学系学部をモデルとして—」（基幹校は広島大学）が、文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に採択され、中国・四国地方の農学系学部において自大学にはない分野を相互に履修できる取組を実施している。

専門教育では、平成15年度文部科学省の特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）に採択された、「アウェアネスを持った学生づくり教育」は、「実践ものづくり教育」と「実践農学プログラム」から構成されており、教育の改善に取り組んでいる。「実践ものづくり教育」では、企業フィールド学習と3年間の長期実践を特色とした産学連携による教育実践を行い、「実践農学プログラム」では、メキシコ合衆国の乾燥地を拠点にした国際フィールド学習と、履修科目の自由裁量の拡大を特色とした海外実践教育を行っている。これらのプログラムの実践を通じて、ボランティア精神、幅広い視野、豊かな人間性、創造性を啓発・高揚させ、参加学生に対する教育効果を発揮させたとしている。

こうした実績に基づき「鳥取大学の教育グランドデザイン」では、社会のニーズに応える人材を育成するために、社会と協同して行う教育をCOOPETS (Cooperative Education between Tottori University and Society) として位置づけ、積極的な推進を目指している。

さらに、特色GP事業による活動は、平成17年度文部科学省大学国際戦略本部強化事業「持続性ある生存環境社会の構築に向けて—沙漠化防止国際戦略—」、平成17年度文部科学省大学教育の国際化推進プ

プログラム：戦略的国際連携支援「持続性ある生存環境に向けての国際人養成（沙漠化防止海外実践教育カリキュラム）」、平成17年度文部科学省大学教育の国際化推進プログラム：海外先進教育実践支援「人間力向上のための教育プログラムの推進－国際的通用性の高いリベラルアーツ型教育の構築を目指して－」、平成18年度文部科学省特別教育研究経費「実践ものづくり教育の推進事業」等の採択に結びつき、当該大学が目指す教育改善に資している。

その他の専門教育の改善の取組として、大学学則第28条に基づき農学部や地域学部では、他学部の授業科目履修希望者を受け入れ、学部間の交流を行っている。地域学部では、鳥取短期大学と単位互換協定を結んで司書教諭の所要資格を得るための科目など互換可能な開講科目を設定し、また他大学の学生を鳥取大学学則第56条に基づき「特別聴講学生」として入学許可すると共に、「科目等履修生」として入学を許可し単位を与えている。

当該大学の外部機関との共同による教育支援活動としては、学外研修、企業や国公立の研究機関を対象としたインターンシップを単位認定専門科目として取り入れ、学生の学習意欲喚起と職業意識の育成に配慮している。医学部では、自治体との要請と協力に基づき、平成19年度から寄附講座として地域医療学講座を設置し、地域医療を推進する教育課程を編成している。

編入学は医学部、工学部、農学部で実施しており、他大学等での履修授業科目の単位読み替えなどを行い、入学後の修学が円滑に進み所定の年限で卒業できるよう、配慮している。

教育研究国際交流の活動を促進するために、学術交流協定締結校などからの留学生や研究者の受け入れ（協定校短期派遣：5ヶ国・7校・30人、協定校短期受入：5ヶ国・13校・84人（平成14年から平成18年実績））、また鳥取大学学生・教職員の海外派遣等に積極的に取り組み、人的交流を促進している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

全学共通科目では、主題科目の履修登録に学部・学科ごとに受講科目数の上限を定めている。専門科目でも同様に履修制限を行い、余裕のある時間割編成を指導し、自習スペース確保により空き時間を利用した予習・復習の便宜に供している。学生指導に関しては、各学部共に低学年時はチューターと学級教員、高学年ではゼミあるいは卒業研究の指導教員が学生の履修指導・相談を行っている。シラバスに教員のオフィスアワーやメールアドレスを記載し、学生は授業時間外でも受講科目担当教員から指導を受けることが可能である。さらに、自宅でのレポート作成、ウェブサイトからの情報収集、メールによる質問受付、小テスト返却後の自宅学習の奨励などを実施している。

また、単位の実質化の一環として平成15年度より学生の成績評価にGPA（Grade Point Average）制度を採用し、優秀学生育成奨学金受給者の選考や授業料免除有資格者の判定等に活用している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

各学部・学科では、それぞれ定めた教育課程表に基づいて、講義・演習・実験・実習等の多様な授業形式を組み合わせることで教育内容を構成している。地域学部地域教育学科では、専門科目の中で、効果的な実践を促すための演習科目を設定している。演習科目にはTAを配置し、教員と連携してサポートに当たっている。また、「大学入門ゼミ」、「総合演習」など授業科目の教育目的により、数名の教員が連携しながら携わるオムニバス制も実施している。また工学部電気電子工学科では、基礎科目の必修化と演習をペアで授業を行っており、学生の理解力の向上に努めている。

授業の実施にあたっては、地域学部地域環境学科の地域環境調査実習では、1指導教員あたりの学生数を4人までと限定するなど、可能な限り少人数の教育に努めている。地域学部地域政策学科の「地域調査実習」では、受講生を小グループに分けて、自治体に深く入り込む形で調査実習を行い、その調査の最終段階では、現地で報告会を開催し、役場職員や住民多数の前で報告するという体験をさせている。

医学部医学科「ヒューマン・コミュニケーション」においては、人間性・人間関係教育を目指して保育園や高齢者施設での実地教育を行っており、その成果を出版物として公開している。またチュートリアル授業や生命倫理学をディベート形式で行っているほか、フィールド型授業では医学科の社会医学チュートリアル授業、山間地病院などで行う地域医療実習、生命科学科ではインターンシップ、保健学科では地域・精神看護実習を行っている。

農学部では、授業の中で学生のプレゼンテーション(植物機能学、造林学、森林生態学、土壌物理学、生理学Ⅰ)やフィールド型授業(樹木学)、自作ビデオやアニメーションの利用(動物繁殖学)などの工夫を行っている。

また情報機器活用のため、全学共通科目の情報リテラシーを必修科目として設定し、共通教育棟や学部棟の講義室、附属図書館、総合メディア基盤センター等に教育用情報ネットワークシステムへの接続装置を設け、利用環境の整備を図っている。

全学共通教育並びに専門教育において、TAが講義・実習を支援している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、教員の講義内容、成績評価基準を示し、学生に授業教育レベルを担保する教員と学生の契約事項との認識で作成されている。

平成16年度に学務支援システムを導入し、ウェブサイト上でシラバスを作成し利用するように整備している。全学共通科目及び専門科目のシラバスは、いずれも各担当教員が「シラバス記入要領」により、各学部・学科の教育課程の編成趣旨に沿って全学共通のフォーマットで記載するようになっている。さらに、教育改善の動きに合わせて記載項目が随時修正され、適性化が図られており、平成19年度には、「教育グランドデザイン」の策定に基づく人間力を根底においた教育の実施に向けて、「達成目標」、「人間力の要素」の2項目を新設している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

全学共通科目では、英語や数学等の基礎学力不足学生に、鳥取県教育委員会と連携し高大連携事業として高校現役教諭を非常勤講師として教養基礎科目を開講している。日本語習得の遅れている外国人留学生には、特別補習授業を実施している。

各学部では、専門科目に対する少人数教育の実施に努めている。そして、授業担当教員が出席状況と学習状況を把握し、チューターと学級教員がカリキュラム全般の履修を支援する方法で学生教育に当たっている。特に地域学部では、教務部会が学期毎に成績不振者や修得単位不足の学生を調査し、学級教員、学科長がその指導の結果報告を提出するよう義務づけている。

全学共通科目と専門科目を通じて、学力不足の学生に対して専任教員は、補習授業等を実施、講義時間外での相談、講義用連絡ウェブサイトによる質問対応、補足プリントの配布、講義中の小テストによる理解度の点検などの方法で、対応措置を講じている。また、オフィスアワーを徹底し、またそれ以外の時間でも学生の相談に対応している。

学生の自主学習のために、自習室その他の施設を開放して、アメニティ学習環境を確保している。附属図書館は、開館時間を平日は9時から21時（試験期間22時）、土日・休日は9時から17時として、課外や休日の学習が行えるように対応している。米子地区の医学部においてもチュートリアル（少人数学習）や自主学習を支援するために、医学図書館の開館時間を延長して対応している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

学則並びに各学部の教育の目的、目標、養成しようとする人材像に基づいて、授業科目の単位認定基準及び卒業認定基準の規則を制定している。成績評価方法と基準については、授業科目ごとにシラバスに記載しており、また入学時に履修案内を配布し、入学オリエンテーションや一般ガイダンス、授業等の機会を捉えて学生に周知徹底している。

成績評価については、「授業進行に伴う学生の理解度を精査し、必要に応じて講義内容を変更して最終評価に結びつける必要がある」と自己分析しており、学生の理解度向上のために、レポート提出等や難易度評価を実施して、学習理解を高める工夫が行われている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

全学共通科目及び専門科目の成績評価は、鳥取大学単位認定規則に従って、授業科目ごとに学期末試験、筆記・実技試験、レポート・課題論文、小テスト、授業中の授業参加度、出席状況により総合的に評価されている。なお試験時の不正行為には当該期のすべての単位は認めないことで対応している。

教員による成績評価の方法と基準はシラバスに記載しており、教科によっては模範答案の公表、成績分布図の公表などで客観的な評価を実施している。また、学部・学科によっては提出論文の内容や発表会でのプレゼンテーション・質疑応答、口頭試問などにより、評価している。

卒業認定は、修得単位数と卒業研究の単位を総合して教務委員会等及び教授会において審議し認定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

授業科目の成績評価方法と基準はシラバスに記載されている。教員による成績の提出は、事務情報ネットワークシステムの学務支援システムを介して行われている。学生はそのシステムによって自分の成績を閲覧することができ、試験やレポートの採点結果を確認することができる。

評価結果に関して疑問があれば、学生は当該授業の担当教員にその理由を照会し、教員は必要に応じて「成績追加・修正願」を教務係に提出することで、成績の修正ができる。

医学部では、担当教員の成績評価結果に基づき、医学部教育委員会で審議の後、各学科運営会議を経て、教授会（代議員会）の過半数の議決を以て承認、決定している。その結果は、医学科においては年度末に、生命科学科、保健学科においては学期末に、学生に通知している。

また工学部では、成績評価結果に関して疑問があれば、「学生からの成績評価等に関する申し立てに対する対応についての申合せ」に基づいて、当該授業担当教員にその理由を照会することができ、成績の修正等が必要であれば、それが可能な制度を整備している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

当該大学院は、大学院学則第1条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」を目的に掲げている。

その構成は地域学研究科（修士課程）2専攻、教育学研究科（修士課程・学部改組によって平成19年度より学生募集停止）3専攻12専修、医学系研究科（修士課程）1専攻・（博士課程）1専攻・（博士前期課程）2専攻・（博士後期課程）2専攻、工学研究科（博士前期課程）8専攻・（博士後期課程）3専攻、農学研究科（修士課程）3専攻、連合農学研究科（博士課程）3専攻である。

平成19年度に新設された地域学研究科は、授業科目を基幹科目、中核科目、展開科目で構成し、基幹科目は専攻ごとに、中核科目、展開科目は分野別に開設し、分野間の有機的連携の下に編成している。

医学系研究科は教育研究の目的達成のために各専攻が独自のカリキュラムを作成・実行している。

工学研究科は博士前期課程では各専攻の講座ごとに専攻科目を開設し、講座共通科目と専攻共通科目を設けて授業科目を構成している。博士後期課程では前期課程の専攻を総合的・学際的に3専攻に再編し必修科目と選択科目を設けて、幅広い分野で高度な知識を習得できるように授業科目を編成している。

農学研究科は教育研究分野ごとに専門科目を設けて、所属分野の授業科目を必修、他分野を選択として授業科目を構成している。

連合農学研究科は広範かつ専門性の高い教育研究分野を3大学で組織している。

すなわち、それぞれの研究科の定める目的に沿って学術・学界動向を踏まえながら教育課程を体系的に

整備して、教育研究を行っている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

地域学研究科では基幹科目に地域フィールドワーク、臨床発達心理学研究、地域教育調査研究、学校教育実践総合研究を設け、地域問題を実践的に解決するための調査分析能力、政策形成能力、企画能力を養成するようにしている。

平成 19 年度より学生募集を停止している教育学研究科では、研究科共通科目、教科教育共通科目、学校教育に関する科目、障害児教育に関する科目、教科教育に関する科目、教科内容に関する科目、自由科目、課題研究から構成されている。

医学系研究科の医学専攻（博士課程）では、授業科目を形態・機能制御医学領域、病態解析・制御医学領域、社会環境情報医学領域、発達加齢適応医学領域、生体防御医学領域、脳神経医学領域の 6 領域に区分し、それぞれに基礎医学群と臨床医学群の授業科目が配置され、基礎から臨床までの科目を横断的に履修するようにしている。生命科学専攻（博士後期課程）では、医学系授業科目のほかに農学、工学等関連分野など他分野の授業を履修することが義務付けられている。保健学専攻（修士課程）では、共通科目のほか専門教育科目、演習、特別研究科目で構成されている。また、医学専攻（博士課程）、生命科学専攻（博士後期課程）、機能再生医科学専攻（博士後期課程）にあつては、共通医学ライブラリーによる自己学習も授業科目として編成している。

工学研究科（博士前期課程）の授業科目は、各講座が開設する科目と、各講座共通科目、及び各専攻共通科目により構成されている。博士後期課程では教育課程の編成の趣旨に沿って講義科目と特別研究、特別実験で構成しており、高度な専門知識の習得と共に、自立した研究活動が行える人材を育てる教育内容としている。

農学研究科（修士課程）では、地域社会及び国際社会から信頼される意欲的な研究者・技術者の育成を目指し、学部一貫教育の理念の下で、乾燥地研究センターの教員も含めた実践可能な授業科目を開設している。

連合農学研究科（博士課程）では講義は行わずセミナーを開講して学年次による参加時間（共通セミナー 60 時間、一般セミナー 30 時間、特別セミナー 16 時間、研究セミナー 14 時間）を定めている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

各研究科・専攻における授業は、教員自らの研究成果、学会・学術論文等を通して収集した最新情報、学外研究者等を活用した内容を反映している。21 世紀 COE プログラムに採択された「乾燥地科学プログラム」（平成 14 年度採択）、「染色体工学技術開発の拠点形成」（平成 16 年度採択）による研究から得られた成果も活用している。乾燥地科学プログラムでは、連合農学研究科の博士課程学生や COE 研究員等を対象にして、英語による研究指導、外国人研究者による定期的セミナーの開催、海外研究教育基地への短期・長期派遣等による多種の活動を通じて、若手研究者の教育を行っている。

また平成 19 年度には、グローバル COE プログラムに「乾燥地科学拠点の世界展開」が採択され、大

学院などの教育組織を強化するとともに、国連・国際機関、海外研究機関への貢献によって、世界に通用する人材の育成を目的の1つに掲げている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-4④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

学生に対して履修の手引きの冊子配布を行い、入学時のオリエンテーションや授業等の場で履修指導を行っている。授業の成績評価方法と基準は、学務支援システムを通じてシラバスに記載し公開している。成績評価は、各研究科で単位認定規程等に基づき出席確認、試験、レポートにより実施している。

当該大学院の授業は多くの研究科が少人数であり、演習・実習形式による授業が多く、個別発表等の機会も多い。また、学生の学位論文作成のため、授業時間以外の指導にも努めている。

社会人入学が多い医学系研究科では、授業の夜間開講や共通医学ライブラリーの活用が進められている。また、地域学研究科では、夜間、土・日曜日や夏季休業中に実施する教育特例措置も行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-4⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

地域学研究科及び医学系研究科では、昼間通学することが困難な社会人学生のために夜間開講している。授業は、通常の時間帯の5時限目以降に2時限分の開講時間を設け、学生から受講申請のあった科目を開講して便宜を図っている。また学生の都合に合わせて、夜間だけでなく、土・日曜などにも指導を行っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-1① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

地域学研究科では、講義、演習、実習等のバランスを考慮し、少人数教育や対話・討論型授業、フィールド型授業等を配した学習指導方法が工夫されている。

平成19年度より学生募集を停止している教育学研究科の学校教育専攻学校教育専修を例にとると、研究科共通科目と特論、演習、課題研究で編成され、特論は主として講義を、演習は少人数のゼミ形式の授業を、課題研究は指導教員及び副指導教員による学位論文指導を行っている。

医学系研究科では、自立した研究者の養成のために、各研究室において日常的に研究指導を行っており、研究室セミナーや研究コロキウム、学会発表等が行われている。また、インターネットを通じて共通医学ライブラリーが利用できるように整備され、活用している。

工学研究科（博士前期課程）では、授業のほか、実験及び演習、特別講義、学外実習、産業科学特別講義、技術経営論やMOTプロジェクト研究などの技術経営関連の科目などを配している。産業科学特別講義は、企業などの第一線の著名な研究者・技術者である地域共同研究センターの客員教授による最新の技術に関する内容となっている。研究は、企業の技術者と共にグループを組み、課題を設定して自分達で解決策を見出していく科目となっている。

農学研究科では、専攻・講座ごとにカリキュラムを編成し、講義とともに演習、実験、実習を配し、プレゼンテーション、対話・討論等を取り入れた教育を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各研究科・専攻では、教育課程の編成の趣旨に従い、学務支援システムを用いて授業科目ごとにシラバスを作成し、ウェブサイト上に公表している。

シラバスには、学士課程と同様の様式で授業の目標や概要、成績評価方法と基準、授業計画等を記載して、学生の計画的な学習に供している。電子シラバスの利用は、平成18年度からは全研究科で活用されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院学則第13条の2において、「本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする」と規定しており、大学院課程の教育を授業と研究指導によって行うことを明記している。

教育学研究科(修士課程・平成19年度に学生募集停止)、医学系研究科(博士課程・博士前期課程・博士後期課程)、工学研究科(博士後期課程)、農学研究科(修士課程)、連合農学研究科(博士課程)では、主指導教員と副指導教員による複数指導体制を実施している。地域学研究科(修士課程)及び工学研究科(博士前期課程)では、それぞれの学生に指導教員を置き、研究指導を行っている。

またいずれの研究科においても、年度初めに研究指導計画を作成したり、研究指導の課題や計画をシラバスに掲載するなど、研究指導の計画をあらかじめ学生に明示している。

また、教育上有益と認める場合には、学内の他研究科、国内の他大学院、あるいは外国の大学院の授業科目を履修できるよう、多面的に研究の発展を図っており、この制度を活用して毎年、カナダや韓国の交流協定締結校に学生が派遣されている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

地域学研究科(修士課程)と工学研究科(博士前期課程)は学生ごとに指導教員をおいており、その他の研究科では複数教員による指導体制をとっている。また、指導教員が所轄する研究室において、大学院生

を学士課程の卒業論文研究ゼミナールに参加させるなどにより、教育研究の能力向上を図っている。

さらに、博士前期課程の学生をTA、博士後期課程の学生をRAに多数採用して、学生が授業や研究指導に責任を持って参画し、後輩の指導を経験することにより、学生本人の教育研究能力向上に結びつけている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

学位論文の指導については、地域学研究科(修士課程)と工学研究科(博士前期課程)の2研究科では学生ごとに研究指導教員を置き、他研究科は主指導教員と副指導教員の複数指導体制を実施している。

地域学研究科では、「特別研究Ⅰ」及び「特別研究Ⅱ」を中心として、論文作成指導を行っている。連合農学研究科の学生は、主指導教員の属する大学に配置され、主指導教員による博士課程の研究指導を受けるが、さらに、他大学の副指導教員からも、年に複数回の直接指導や電子メールによる指導を受けることができる。学位論文の提出にあたっては、事前に予備審査を行って申請に値するかどうかの指導も行っている。

また、指導教員の資格については、研究科ごとに規程を設けて基準に従って審査している。連合農学研究科では、主指導教員の資格審査制度により対象教員全員が5年ごとに教育研究業績の評価を受けて更新される制度を実施している。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

大学院課程の修了や学位授与に関しては、鳥取大学大学院学則第25条から31条に記載されており、ウェブサイトからも閲覧が可能である。この学則をもとに各研究科が設定した教育目的に応じて成績評価や単位認定(医学系研究科を除く)、修了認定に関する基準を作成している。医学系研究科においては、鳥取大学学則や鳥取大学単位認定規則などを準用して、単位認定を行っている。

これらの規定は、学生には履修の手引きやシラバスに掲載し冊子として配布すると共に、入学オリエンテーション等で説明し、ウェブサイト上でも閲覧ができるようにして周知徹底している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

各研究科では、鳥取大学大学院学則に基づいた教育目的に沿って成績評価や単位認定、修了認定に関する基準を作成し、運用している。教員による成績評価の方法と基準をシラバスに記載しており、試験、レポート、プレゼンテーション、口頭試問等の各種の方法を用いて成績評価し、単位認定を行っている。修了認定は、各研究科委員会において実施している。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

当該大学院課程の修士又は博士の学位論文の審査については、鳥取大学学位規則第7条に定めている。学位論文の審査は、各研究科で審査が行われ、研究科委員会で学位授与の可否が議決されている。平成

20年度に最初の修了生を出す地域学研究科における学位論文の審査については、論文1編につき主査1人、副査2人又は3人体制で審査及び試験（口頭試問）を行うことにしている。医学系研究科における学位論文の審査においては、主査1人（主指導教員が論文の共著者となっている場合は、主査にはなれないと規定）、副主査2人による論文審査委員会を開催し、公開による審査を実施している。工学研究科においては、主査1人、副査2人以上によって、研究科の学位審査規定に従い、審査を行っている。農学研究科については、主査1人（主指導教員）、副査1人以上によって審査をしている。連合農学研究科では、審査委員は主査1人、副査4人で複数の大学の教員により組織され、必要に応じて外部の教員等にも協力を依頼している。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

当該大学院の成績評価は、学部の評価基準に準じて実施されている。各研究科では、教員による成績評価の方法と基準をシラバスに記載し、ウェブサイト上に公開して適正な評価に努めている。学生が成績評価に対して疑問がある場合には、工学研究科では、工学部で規定されている「学生からの成績評価等に関する申し立てに対する対応についての申合せ」に基づいて、成績評価の正確性を担保するための措置を講じており、その他研究科においても学部準じた形で成績評価の正確性の確保に努めている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 文部科学省大学教育の国際化推進プログラム事業などにより、実践力を重視した特色ある教育改善に取り組んでいる。
- GPA制度を採用し、優秀学生育成奨学金受給者の選考などに積極的に活用している。
- 平成14年度に「乾燥地科学プログラム」、平成16年度には「染色体工学技術開発の拠点形成」が文部科学省21世紀COEプログラムに採択され、研究から得られた成果を授業に活用している。
- 国連・国際機関等への貢献によって、世界に通用する人材の育成を目指し、平成19年度にグローバルCOEプログラム「乾燥地科学拠点の世界展開」が採択されている。
- 平成15年度に「アウェアネスを持った学生づくり教育」が文部科学省特色GPに採択され、教育改善に取り組んでいる。
- 平成16年度に「大学間連携によるフィールド教育体系の構築－中国・四国地域の農学系学部をモデルとして－」（基幹校は広島大学）が、文部科学省現代GPに採択され、中国・四国地方の農学部系学部において自大学にはない分野を相互に履修できる取組を実施している。

基準 6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準 6 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

「知と実践の融合」の理念のもとに3つの教育研究の目標を示し、それに基づいて学部・研究科ごとに教育目的、目標、養成しようとする人材像等を定め、大学概要、大学案内、履修の手引き、学部パンフレット等の各種印刷物、及び全学・学部のウェブサイト等を通じて紹介している。

平成13年度より全授業科目の学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックして、授業改善に役立っている。地域学部全体では、毎年度末にFD研修会を行っているが、その基礎資料として、学年ごと、学科ごとの学生アンケートを継続的に行い、授業改善、学生指導の改善等に役立っている。

その他、各学部では教務委員会等で学生の受講・単位修得状況について情報交換を行い、学級教員や卒業研究指導教員を通じて改善指導を実施している。医学部では、平成16年度より電子カルテの使用方法や情報セキュリティに関する「医療情報学」を病院臨床実習に入る前の4年次にも開講するよう改善した。工学部の各学科においては、教務委員会委員を中心として教育改革委員会を設置し、単位修得状況を調査し、学級教員、チューター教員、指導教員を通して授業履修計画や面談を実施し、きめ細かな教育指導を行っている。

また各学部・大学院では自己評価を行っており、その中で工学系は大学評価・学位授与機構による分野別教育評価で「おおむね達成できている」、「十分に達成されている」との評価を受けている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学における教育の成果については、卒業（修了）、進学、免許取得、就職、卒業（学位）論文等の状況について、各学部で毎年の活動結果を集計、分析し、学生生活支援委員会、教育支援委員会等に報告して、さらに役員会や教育研究評議会等で全学的な検討を実施している。

なお、各学部で卒業（修了）、進学、免許取得、就職、卒業（学位論文）等に関する調査を実施し、その結果を入試、教務、就職関連各委員会、学科会議などで点検・評価を行い、その成果を次年度以降の活動に反映させている。例えば、過去5年間の国家試験合格率は向上し、平成18年度は医師88.1%（平成14年度81.6%）、獣医96.9%（同92.5%）であった。また看護師100%、保健師100%、助産師100%、

臨床検査技師 89.2%は、いずれも平成 18 年度国家試験合格率は前年度（平成 17 年度）と比較して上昇している。また工学部については、過去 5 年間でみると学部全体で、1 学年あたり 3 割の学生が留年しているが、学生の基礎学力の向上のための取組等を行い、改善に努めている。

その結果、平成 14 年度以降教育の成果としての卒業（修了）、進学、免許取得、就職、卒業（学位論文）等の諸指数は一部変動があるものの、傾向としては向上している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生による授業評価アンケートを実施し、学生の授業に対する意見を聴取し、その結果を授業改善に結びつける取組を継続してきている。学生による授業評価は 5 段階で行っており、公表している。

授業評価アンケートは、平成 13 年度より実施しており、その実施率は平成 18 年度前期では全学共通科目 94%、専門科目 75%、平均 80.6%で、ほぼ毎年 80%の実施率を確保している。5 段階評価平均点は平成 18 年度前期で、全学共通科目 3.4~3.9、専門科目 3.5~4.0 であり、学部によっては 4 に達しているところもある。

これらのアンケート結果については、大学は最近の授業評価アンケート調査による平均評価点の推移に顕著な変化が見られない点に着目し、「教育の成果や効果の向上を目指して、計画・進行中である施設設備などと併せた多面的な対策が必要である」と自己分析している。

評価委員会による平成 16 年度の大学教育に関するアンケートによれば、全学共通科目ではどの科目も「満足している」、「どちらともいえない」の合計が 71%から 82%であった。専門科目では、医学部学生生活の満足度は、「大変満足」と「満足」の合計が、医学科 52%、生命科学科 51%、保健学科の看護 55%、検査 66%であり、工学部では「満足」と「やや満足」の合計が 58%であり、農学部では、生物資源環境学科の実験・実習授業が「講義よりおもしろい」が 50%、「実験・実習がもっとあってもよい」が 23%であった。

評価委員会では、大学教育に関するアンケートのこれらの結果を、平成 17 年度鳥取大学の現状と課題 11 号『大学教育の現状と課題—新たなる大学教育をめざして—』として報告書にまとめている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 18 年度卒業後の状況を見ると卒業生 1,080 人中、就職者 554 人、大学院進学者 345 人、研修医 85 人等であり、非就職者は 62 人 5.7%であった。

平成 16 年度から学生を受け入れている地域学部については、まだ卒業生を輩出していない。教育地域科学部については、平成 18 年度学部卒業生の 86.1%が進学、就職している。主な就職先は民間企業や教員である。大学院修了後の進路も民間企業と教員が多い。なお、教員志望ですぐには教員に任用されていない、いわゆる講師待ちの学生が多く存在している。

医学部では、平成 18 年度の国家試験合格率は医師 88.1%、看護師 100%、臨床検査技師 89.2%と高率で、医学科の医師免許取得者、保健学科の看護師免許、臨床検査技師免許取得者の就職希望者は 100%の就職率である。

工学部では、卒業生の約半数と大学院博士前期課程の修了者のほとんどが就職希望で、就職決定率は 97

鳥取大学

～98%である。就職先に関しては、各学科の教育内容に関連した分野が中心である。

農学部生物資源環境学科の卒業生の約40%は大学院へ進学しており、その他はほとんどが農学系に関連する業種に就職している。また、農学研究科の修士生は約30%が大学院（博士課程）に進学しており、就職者の業種は公務員・教育者、専門技術者が多い。獣医学科の国家試験合格率は91%（平成14～18年度平均合格率）であり、就職率もほぼ100%を保持し、動物病院など獣医師免許が要求される職業を選択する学生が大半である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成17年度の自己点検・評価報告書（鳥取大学の現状と課題11号『大学教育の現状と課題—新たなる大学教育をめざして—』）に教育の成果や効果について卒業生を対象に実施したアンケート調査結果が記載されている。

その結果によれば、教育学部（旧教育地域科学部、現地域学部）「とても満足している」、「満足している」合計64.7%、医学部では「大変満足」と「満足」の合計が、医学科66.1%、生命科学科75.0%、保健学科（看護学専攻）100%、保健学科（検査技術科学専攻）89.9%であった。工学部では、教育カリキュラムに「満足」か「やや満足」29%、普通39%、専門科目の講義科目で「満足」と「やや満足」が58%、実験演習科目で64%、卒業研究では73%であった。農学部では、卒業論文を課していることについて「大変よかった」47.1%、「よかった」44.1%であった。

また、就職関係者からの意見聴取では、教育学部では卒業生のコミュニケーション能力に良い評価を得ており、卒業生の就業ぶりは好評であった。工学部では、いずれの学科においても専門分野の基礎知識、問題発見能力、応用能力、倫理観、意欲などについて好評であった。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 工学部については、過去5年間でみると学部全体で、1学年あたり3割の学生が留年している。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学最初にオリエンテーションを実施し、全学共通科目及び専門科目の履修については、履修の手引き、履修案内、シラバス、学生生活案内等を用いて、全学並びに学部・研究科に即して説明している。例えば、平成19年度の工学部では、上記以外に『入学のしおり』を配布し、全学オリエンテーション、工学部オリエンテーションを実施している。

また、新入生を対象に、大学教育総合センター及び入試センター(アドミッションセンター)が、学習なんでも相談室を入学式後1週間開設し、全学共通科目の科目選択等の相談を受けている。学部における専攻、研究室の選択に関するガイダンスは、選択決定時期を考慮して適切に実施しており、学部及び学科、専攻、研究室単位に作成したウェブサイトも有効に活用されている。

これらのことから、ガイダンスは適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。)が適切に行われているか。

各学部・学科の学年ごとに、学級教員あるいはチューター教員による担任制度を採用して、学生の学習指導、生活指導に当たっている。さらに、全教員が毎週1回以上のオフィスアワーを設け、それ以外でも随時、学生の相談助言に当たっている。

例えば、地域学部では学科ごとにオフィスアワー担当教員名と時間帯をウェブサイト上に示している。

その他に授業時間外でも受講科目担当教員から指導を受けることができるよう、パソコンや携帯電話による電子メールを利用した相談も実施しており、そのために必要な情報をシラバス及びウェブサイトなどで公開し、学生への周知に努めている。シラバスには「オフィスアワー」、「担当教員への連絡方法」等の必要項目を設けている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

「学生(新入生)と学長との懇談会」を年1回している。平成18年度の「学生(新入生)と学長との懇談会」では、学長、教育担当理事、4学部長、大学教育総合センター長が出席し、新入生163人と活発な質疑応答を行っている。

また、各学部では学生との定期的な相談会や新入生の宿泊研修を実施し、さらに当該大学ウェブサイト

に「修学に関する相談」や「進路に関する相談」の項目を開設して、相談内容並びに回答事項を公開している。これらの意見を教職員に周知させ、学部の委員会等で検討している。附属図書館では意見箱を設置して学生の意見を利用改善に役立てている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生には、主に国際交流センターが入学時のオリエンテーション等を実施しており、また、各学部のガイダンスとともに、指導教員や関係職員による個別の学習指導を実施している。特に国際交流センターと各学部教員との連携を重視し、学習支援の充実に努めるとともに、国際交流センター独自のオフィスアワーを設定している。さらに国際交流センターは日本語プログラムなど日本語教育の充実に図って学習支援を行っている。研究室への留学生の配属や英語版ウェブサイトの作成、単位互換に関する指導なども実施している。

留学生を対象とした授業では、教育効果を高めるために少人数教育を徹底し、視聴覚機器を駆使するなど多角的な授業に努め、実体験の重要性を考慮して地域伝承の文化体験も授業の中に取り入れている。また日本語習得の遅れている留学生には、特別補習授業を実施している。さらに国際交流センター及び附属図書館には、留学生の学習を支援するための図書や視聴覚が整備されている。

社会人学生には、長期履修学生の制度（大学院学則第9条）の活用による計画的な学習支援や個別面談を実施して職場条件に応じた学習環境を創出できるよう調整している。

身体に障害のある学生には、関係教職員による連携支援体制を作って学習支援を行っている。特に施設面では、共通教育棟や学部棟、附属図書館など学内の教育研究施設にスロープやエレベーター、身体障害者用トイレ等の施設整備を順次進めている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の学習環境整備では、施設面では教室や研究室への空調施設や情報教育用施設の装備等に力を注いでいる。また、老朽施設の改善や耐震構造強化のために、医学部や工学部、農学部での校舎改修を順次行っており、それと同時に学生向けの居室や演習室、自習室、コモンスペース等を整備し、自主的学習環境の確保を推進している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

「鳥取大学の教育グランドデザイン」で課外活動を教養教育の一環として位置づけ、活動支援を行うことを明確にしており、生活支援委員会のもとに学生部生活支援課が担当している。

サークル活動は平成 19 年度には体育系 45 部、文化系 35 部が行っており、参加部員数は体育系 1,387 人、文化系 1,395 人、合計 2,782 人である。そのサークル活動支援は生活支援課課外活動係が各サークルの顧問教員と連携して行っている。サークル活動の拠点である部室や合宿研修所の新築・改築は学生主体によるサークル連絡会と大学との懇談会で学生の要望を聴取して対応している。

また、優れたサークル活動に対しては学長表彰制度を設けている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

健康相談には、保健管理センターが全学的な施設として整備されており、学生の定期健康診断や健康相談及び怪我や疾病などの治療を実施している。

学生の生活相談、就職・進路相談及び各種ハラスメントの相談については、鳥取大学学生相談に関する規則に基づき、就職支援課や学生相談室に相談員を配置して、相談・助言に当たっている。学生相談室においては、電話、来室、メール等により、修学・進路等の多様化する相談について、対応している。また各学部でそれぞれの担当委員を配置し、学級教員等と連携しながら学生の相談、助言に当たっている。

また、各種の就職ガイダンス、模擬面接等の実施や鳥取大学独自の企業合同説明会、個別説明会を行うほか、大阪行きの就職支援バスを定期運行するなど、大学独自の就職支援も実施している。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

生活支援等に関する学生ニーズの把握は、学生生活支援委員会が主管し、各学部や大学院、学生部等の関係部局が協力して行っている。

定期的に学生生活実態調査を実施し、経済状況、健康、ハラスメント、学生生活、環境・施設、修学意識、就職等について幅広く調査・分析し、その結果を『とっとりキャンパスライフ：学生生活実態調査報告書』として発行し、学生支援の課題について把握している。

学生相談室では、学生の生活、対人関係、心理的な悩み等の相談を把握するよう努めている。さらに、就職・進路希望調査の早期実施や学生との懇談会等の定期的実施等により、学生の生活支援等に関するニーズ把握に努めている。

特に就職支援バスの運行は2月から4月の月・水・金曜日に定期運行しており、企業合同説明会の開催等とともに学生のニーズに対応した取組である。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

留学生に対しては、指導教員と国際交流センター教員が連携して生活支援に当たっており、全留学生に配置されたチューター教員と国際交流センター所属の生活指導教員もそれぞれの立場で生活支援を行っている。

留学生の居住施設は、鳥取大学国際交流会館・学生寮等を留学生の約 40%が利用しており、他は県や市など地元自治体の協力を得て、国際交流課で確認した募集情報を国際交流センターのウェブサイトに掲載

し、県・市のウェブサイトとリンクして、県営・市営住宅の募集状況を掲載することによって、入居を希望するすべての留学生が直接応募できるようにしている。

身体に障害のある学生には、建物内へのスロープやエレベーター、身体障害者用トイレ等を設置して環境整備を進め、生活上の不都合の解消に努めている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生の経済的支援は、常置委員会の学生生活支援委員会と学生部生活支援課が担当している。

奨学金の給付・貸与に関しては、「鳥取大学における独立行政法人日本学生支援機構奨学生推薦・選考事務要領」等を定めて、学生から提出された申請書を各種奨学金給付条件に基づき公平に審査し、適格者を推薦している。各種奨学金の受給状況について、日本学生支援機構奨学金は、平成 18 年度実績で学部 2,252 人、大学院（修士課程、博士前期課程）326 人、大学院（博士課程、博士後期課程）56 人の合計 2,634 人である。また平成 18 年度に公共団体奨学金を 57 人、民間育英団体奨学金を 27 人が受給している。

留学生には、同様に奨学金選考要領が制定されており、平成 18 年度は国費 110 人、外 64 人の合計 174 人が受給し、受給率は留学生の 70.2%である。

その他、授業料免除等の「鳥取大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規則」や大学院博士後期課程の優秀な学生に年間 50 万円を支給するエンカレッジ・ファンド、鳥取大学学生表彰規則の優秀学生育成奨励金制度などを設け、成績優秀者に対する授業料全額免除などの経済的支援を行っている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学院において、職業を有する学生のために長期履修制度などの教育研究支援体制を整備し、学生の状況に応じた学習環境を創出するなどの支援を行っている。
- 鳥取大学学生表彰規則を制定して優秀学生育成奨励金制度を設け、当該大学独自に成績優秀者に対する経済的支援を行っている。また、大学院博士後期課程の優秀な学生に対して、エンカレッジ・ファンドを定め、学生を支援している。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリエーションへの配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は、464,457 m²であり、全体の校舎面積は、174,645 m²である。

大学の理念「知と実践の融合」のもとに、教育研究の目的を達成するため、基盤となる施設・設備は延べ174,645 m²（教育研究施設、実験実習施設、共通施設）を保有し、さらに医学教育の実践の場として附属病院（病院敷地 51,492 m²、延べ63,482 m²）、教育研究の実践の場として附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園の4つの学校園（敷地 88,538 m²、延べ16,053 m²）を保有している。また、農学教育の実践の場として4ヶ所に演習林（敷地 987,503 m²、延べ1,766 m²）を、全国共同利用施設として乾燥地研究センター（敷地 978,344 m²、延べ8,926 m²）、中国・四国地区大山共同研修所（敷地 7,326 m²、延べ1,475 m²）を保有している。

しかし、鳥取キャンパスの建物施設の多くが老朽化が進み耐震構造を欠くものや、地域学部棟や共通教育棟などに改修を必要とする施設がまだ多く残っている。そのために、鳥取大学施設長期計画書（平成12年6月）、鳥取大学施設整備マスタープラン（平成19年3月）を制定し、計画的な改修整備を進めている。施設・設備の整備は常置委員会の環境委員会で審議し、実務を施設環境部が担当している。その中で、施設維持管理費を戦略的経費として中央経費化し、平成19年度には3.3億円を予算計上し、さらに法人化後に生じた毎年の剰余金を大学独自の予算として施設改修に優先的に充当している。

教育研究施設の中核は、4つの学部と各大学院の教育を行う学部棟と、全学の講義・実習を行う共通教育棟から成っており、ほぼすべての講義室に冷・暖房設備を整備しており、暗幕、スクリーン、OHP機器、マイク、スライド映写機、液晶プロジェクター、書画カメラ等を設置し、教育環境を整備している。

実験実習施設は、産学・地域連携推進機構、生涯教育総合センター、ものづくり教育実践センター、放射線同位元素等共同利用施設、大型実験、実験実習、高圧実験施設の各棟があり、教育研究を支援している。

共通施設は、附属図書館、総合メディア基盤センター、体育館、屋外プール、課外活動施設等を保有している。

共通教育棟には、講義室25室（収容人数2,778人）、実験室19室と大学教育総合センター、学生センター、入試センター（アドミッションセンター）、国際交流センターを設置している。学部棟には講義室47室（収容人数4,304人）、研究室329室、実験実習室447室、資料室96室、会議室18室、その他1,172室が設置

されている。また、競争的利用の研究スペースとして、共同研究室7室、オープンラボ9室、プロジェクト実験室6室、産学連携推進のための実験室1室とクリーンルーム1室が整備されている。さらに教育用情報ネットワークシステムが使用できる教室が全学で29室ある。さらに、少人数教育を実施するために、対応可能なゼミナール室や演習室等162室が配置されている。

総合メディア基盤センターは、各施設内にパソコン情報処理室を設けて教育用の教室として利用すると共に、空き時間については学生に開放している。また、サテライト端末室を附属図書館に設置し活用されている。

バリアフリー対策も進んでおり、すべての学部棟にはエレベーター及び身体障害者用トイレを設置し、主な玄関等にはスロープ、自動扉を設置している。構内歩道には点字ブロックを整備する等、ユニバーサルデザインを推進し、環境整備を進めている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい設備・施設が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

教育研究活動を支援し合理的な運営管理業務を実現するために、鳥取大学情報ネットワークシステムを構築し、その下に教育、研究、医療、事務の各用途別に独立した情報ネットワークを設置して運用している。

情報施設の運営管理は総合メディア基盤センターが行い、情報教育は常置委員会の情報委員会の下で全学情報教育専門委員会が教育内容についての全学的な検討を行っている。セキュリティ対策については、鳥取大学情報セキュリティ対策基準に関する規則、鳥取大学情報セキュリティ基本方針に関する規則が定められており、この中で「管理体制」、「セキュリティ教育」、「禁止事項」を規定している。

教育活動の高度化を目的に平成15年度から全学生にパソコン必携の体制を導入し、同時に教育用情報ネットワークシステムの整備に本格的に着手した。現在共通教育棟及び附属図書館、総合メディア基盤センター、各学部棟に有線・無線LAN装置類を備えた教室を合計29室（合計定員2,967人＝共通教育棟940人、地域学部386人、医学部720人、工学部437人、農学部484人）設置して、利用環境の整備を進めている。

学生の必携化パソコンは、全学共通教育や専門教育で徐々に拡大し、平成17年度には総開講授業科目の8%に当たる161科目にまで伸長した。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

平成19年度より常置委員会の施設・環境委員会の役割の一部を変更し、施設・設備の運用等は施設担当理事管轄下に置き、学長、役員会における経営的、戦略的施策を迅速に実行できる体制に改めた。

学生の厚生福祉施設である学生会館、学生寮、人間形成のための課外活動施設（体育施設や文化系サークル共用施設）、大山共同研修所、留学生・研究者のための国際交流会館等については、新入生オリエンテーションで配布する『学生生活案内（キャンパス・ダイアリ）』及び大学ウェブサイトによって利用情報の周知を図っている。

学内共同教育研究施設である総合メディア基盤センターや産学・地域連携推進機構等については、設置目的を学内規則によって明文化し、各機関が作成したウェブサイトやパンフレット等によって利用方法を解説している。附属図書館では利用規則を策定し、大学ウェブサイト、図書館概要、パンフレット等を通

じて詳しい利用案内を公開している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-1① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館が学術資料の収集・保存などの管理業務を行っている。平成19年5月現在で蔵書数66万冊、年間購入雑誌数1万6千冊である。開館時間については、平日9時から21時（休業期間中は、9時から17時）、土曜・日曜・祝日については9時から17時（休業期間は休館）としている。また試験期間においては、本館では平日22時まで時間延長を行い、医学図書館では、試験開始の前週より終了まで、土曜・日曜・祝日も9時から21時まで延長している。附属図書館内には視聴覚室を設けて、映像や音声資料による教育研究環境を確保しており、平成17年度からは、図書閲覧室の一角にベストセラー・コーナーを設けて、年間に5.4回転の利用率を達成している。

また、平成15年度から鳥取県立図書館や県内の公立図書館と相互利用協定を締結して、全体の利用可能蔵書数を238万冊にまで拡大した。また平成18年8月には、県内全市の公共図書館と協定を結び、利用開放を進めている。また鳥取県内の大学、公立図書館を横断して検索できるウェブサイトを開設し、相互貸借の促進に努めている。

さらに平成17年度からは、学術図書資料費を中央経費化し、計画的・系統的な資料整備を進めている。図書資料については、授業料収入の1%を目安に予算を確保し（平成18年度3,400万円）、蔵書計画専門委員会及び図書館委員会等が、鳥取大学附属図書館資料収集方針、鳥取大学附属図書館学生用図書選書要項に従って系統的な整備を行っている。また、留学生のために、日本語及び日本事情を中心にした留学生図書及び視聴覚機器を国際交流センター及び附属図書館に整備している。

学術雑誌については、平成18年度には7,700万円の整備費を確保し、電子ジャーナルとして9種類のパッケージを購入して、教員、大学院生向けに利用提供した。また、電子ジャーナルの利用可能タイトル数が8,400となり、利用頻度は年々増加しており、電子ジャーナルは当該大学の研究と教育を支える重要な基盤となっている。

なお平成18年度には、学長裁量経費として蔵書データの入力経費の承認を受け、未整備の所蔵資料7万冊に対して2年間で遡及入力を実施し、データベース化を完了させることとした。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 県立図書館や県内全市の公立図書館との間で相互利用協定を締結し、利用可能蔵書数を増加させている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- | |
|---|
| <p>9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。</p> <p>9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。</p> |
|---|

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<p>9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。</p>

シラバス、授業時間割、定期試験日程、学生の単位修得状況等の教育活動の実態を示すデータや資料は、各学部教務係において収集し、蓄積している。試験答案、レポート、学生による授業評価結果、卒業論文等に関しては、各教員が保存している。

全教員は、教員個人業績調査票に毎年の教育研究実績を入力し、平成9年度分から蓄積されており、データベースとして登録している。その内容は、(1) 教育の業績 (11 項目)、(2) 研究の業績 (13 項目)、(3) 診療の実績 (13 項目)、(4) 教育臨床の実績 (7 項目)、(5) 教育、研究、指導等のための海外渡航の実績、(6) 社会貢献の実績 (17 項目)、(7) 全学、学部等共通専門業務等の実績 (2 項目)、(8) 管理運営の実績 (4 項目)、(9) その他、の 68 項目以上に及び、教員個々の教育研究活動に係る基礎資料として活用されている。

また、地域学部では地域調査実習報告書を、医学部では学生による授業評価や学生との懇談会の意見内容を運営会議議事録に掲載している。工学部では、J A B E E 認証に基づく教育を実施するため、授業に係るテキスト、配布資料、出席表、成績評価関連資料等の一連の資料を蓄積し、教育の充実に向けて活用している。農学部では、卒業予定者にアンケート調査を実施し、過去4年分の集計結果を農学部文書管理システムで保存している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

<p>9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。</p>

平成 13 年度より全学で学期ごと（医学部の専門科目は年度末）に、学生による授業評価アンケート調査を実施している。アンケート項目は、「授業の内容」（5 項目）、「授業の進め方」（5 項目）、「総合的な感想」、などがあり、5 段階評価を行っている。その結果は教育支援委員会が集計し、担当教員と学部長に報告しており、特に低い評価の教員には、学部長が直接助言・指導している。また、全学生のアンケート調査をほぼ2年ごとに実施しており、その結果を当該大学の自己点検・評価報告書に取りまとめて公表している。

また、毎年学生（新入生）と学長との懇談会を開催し、学生から意見を聞くようにしている。学生からの意見については、授業、施設、進路等への質問・要望があり、その懇談会の内容や参加した学生の意見については、広報誌『アゴラ』に掲載し、公表している。

さらに、学部・学科別にも授業評価を実施しており、これらの結果に基づいて、学生からの授業評価に対して、多くの教員が学生の評価に対応して、授業改善に取り組んでいる。すなわち、学生を対象にして授業評価アンケート調査やその他の調査が、全学、学部・学科単位で毎年あるいは学期ごとに実施され、それらが当該大学の自己点検・評価に活用されて、教育改善の基礎資料となっている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

鳥取大学評価委員会は、平成 16、17 年度の 2 年間で教育活動を対象にした自己点検・評価を行っている。平成 16 年 11 月から 12 月には卒業生約 2,800 人に対して、大学教育に関するアンケート調査を実施し、728 通（回収率 26%）の回答を得ている。大学教育総合センターでは、その調査結果に基づいて、授業改善のための勉強会を平成 18 年度に 2 回実施している。

工学部では J A B E E 教育の活動の一環として、外部評価委員会において学外者の意見を聴取した。その結果を工学部教育方法改善委員会に反映させるようにしている。農学部環境共生科学コースでも平成 18 年度から J A B E E 認証取得を目指して同様の活動を開始している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

教育支援委員会等は学生による授業評価アンケート調査の結果を集計・総括して、担当教員と学部長へフィードバックしている。学部長は評価の低い教員には直接助言・指導を行っている。

平成 18 年度後期からは、学生による授業評価とともに教員の自己評価アンケート調査も取り入れ、学生による授業評価結果の利用度を高めている。また、評価委員会による卒業生を対象にした教育活動に関するアンケート調査も実施している。

最終的にこれらの評価活動の結果をもとに、FD 研修会を開催し、板書方法や授業進行の工夫、マイクの使用などの教員による授業改善や能力開発に努めている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

授業評価アンケート調査の結果は担当教員にフィードバックされている。その評価結果に基づいて授業内容、教材、教授法等について継続的に改善が行われている。

学生による授業評価アンケート調査結果に教員がどのような対応をしているかを調査し、授業の目的を明確にして、毎回の授業でも目標を明示するなどの改善が行われている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

全学的なファカルティ・ディベロップメント（以下、FDという。）は、平成14年度から教育支援委員会が講演会と研修会を開催している。平成14年度2回、平成15年度4回、平成16年度は「FD学生討論会」を含む4回、平成17年度2回、平成18年度には「米国コンサルタントアドバイザー招聘研修」2回を含む3回のFD講演会・研修会を開催している。

また、平成18年度には教育支援委員会を3回、評価委員会を1回開催した。参加者からはアンケート調査等によって感想や意見を聴取し、その結果を次回以降の活動に反映させるように努めている。教育支援委員会によるFD活動内容は、毎年報告書で報告されており、報告書『わかりやすい講義をめざして(9)』（平成19年3月）では、学生からの意見聴取をもとに、シラバスを改正した経緯などが記載されている。

さらに、各学部は全学FD研修会とは別に年1回から3回の研修会を開催し、アンケート調査の結果を反映するように努めている。

医学部では、年3回のFD研修会を開催し、年1度以上の参加を義務づけており、そこで実施したアンケートの結果に基づき、次回以降に向けたFD研修会の改善に供している。また農学部獣医学科のFD委員による若手教員研修会を開催しており、アンケート調査結果を踏まえた研修会を開催している。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教育支援委員会が中心となって、教育方法改善を目的とした講演会や研修会を平成14年度から開催しており、教育の質の向上や授業の改善に直結するテーマを組み込むように努めている。

特に平成18年度には、「米国コンサルタントアドバイザー招聘研修」を2回企画し、「学生の教育的ニーズに合った教育戦略」、「学生ヒアリング」、「改革のモデルをどう作り上げるか/教育改革のマネジメント構造をどう作るか」などを学び、学生からのヒアリングに基づき学生の教育的ニーズに合った教育改革について具体的な検討を実施した。

各学部でも研修会等を開催し、地域学部においては、学生からの意見に対してワーキンググループを組織し、1年次の開講科目を増やすなど、学生意見の教育への反映や、教育に貢献のあった教員を表彰するなどの具体的な対応を行っている。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育支援者については、各部局において事務職員や技術職員等を対象にして毎年、業務に即した研修の機会を設け、資質向上に努めている。特に医学部では、教員、看護師、検査技師、事務職員など職域を越えて全職員を対象にした、コミュニケーション研修を実施している。また、情報セキュリティ確保のために、全教職員を対象にして平成17年度より情報セキュリティ研修会を開催している。

TA等の教育補助者については、「ティーチングアシスタント採用に関する申合せ」等のもとに、全学共通教育及び専門教育を対象にして授業に係る実施要領等を定め、事前研修を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成18年度末現在の資産は、固定資産66,751,251千円、流動資産9,368,066千円であり、合計76,119,317千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債21,442,984千円、流動負債8,422,456千円であり、合計29,865,440千円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が17,536,012千円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成16年度からの3年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成16年度から平成21年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成18年度において、経常費用29,766,398千円、経常収益31,928,040千円であり、経常利益2,161,642千円、当期総利益が2,319,277千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、部局長会議、経営協議会、役員会の議を経て、学長が予算配分方針を決定している。

また、学内競争的資金として配分された、教育・研究活動及びプロジェクト研究等を推進するための「学長経費」については、教育方法の改善、教育研究プロジェクト・共同研究の実施、国際交流の推進、若手研究者の育成の各プロジェクト及び部局長主導の特別事業を公募し、本学の特色ある教育研究活動が展開できるよう支援するなど、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ学長直属の内部監査課を設け、内部監査要項等に基づき、内部監査課職員が監査を実施し、内部監査課長が監査報告を学長に提出している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

法人化後の当該大学は、学長のリーダーシップの下に、学内コンセンサスを踏まえた効率的な大学運営を確立することを中期目標に掲げている。

当該大学の管理運営は、鳥取大学学則、鳥取大学管理運営に関する規則等によって定めている。組織に関しては、法人化を契機にして学長の下に大学運営の重要な分野ごとに理事及び副学長を配置し、その直轄下に事務組織を置く新しい体制を構築した。理事（総務、財務、施設担当／教育、環境担当／研究・国際交流担当／地域連携担当）及び副学長（広報、附属図書館担当／企画・評価、IT担当／教育改革担当／入試担当／医療、米子地区教育担当）の役割と配置は、当該大学が重点的に取り組むテーマに応じて年度ごとに修正しているのが特徴的である。平成19年度には教育改革の推進に重点を置いて、役員等の構成は学長の下に理事4人、監事2人、副学長5人（平成19年5月現在）を配置するようにした。

事務組織は、鳥取大学事務組織規程に沿って事務局に7部及び内部監査課、医学部事務部を置き、それぞれの業務担当理事・副学長及び監事の下に、274人の事務職員が配置されている。（平成19年5月現在）

学内コンセンサスを得るために部局長会議を設置し、当該大学運営に関する学内意見集約や学部間の調整を図るようにしている。また、平成17年度から学長、理事、副学長及び事務代表の7部長を構成員とする企画調整会議を毎月開催し、健全経営に向けた戦略的方策の企画立案や調整に当たっている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

当該大学運営組織の中核を担う役員会や経営協議会、教育研究評議会の権限と責任を明確にし、それぞれが扱う議題を精選すると共に相互間の連携体制を緊密にして、学長のリーダーシップを反映しながら効率的な意思決定が行えるよう努めている。特に法人化を契機に全学的委員会の効率的な運営を目指して、平成19年度からは10の常置委員会に整理統合し、委員長を理事や副学長が担当して、学長の意思を反映しやすい方式を採用し、運営管理に当たっている。さらに、学長に直結して意思決定を支援する位置づけで、内部監査課や学長補佐を配置している。

部局長会議を月例で開催しており、これは学長の運営方針を、部局代表者を通じて大学構成員に周知徹底すると同時に、意見の環流・集約を図るボトムアップシステムである。なお、部局長会議前に学長や理事、副学長、学部長による懇談会を開催し、各部局が抱える諸課題等について自由な意見交換の場を設けて学長が提示する経営方針の確認や各種情報の共有化を図っている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

法人化を契機に経営協議会委員や役員に学外の有識者を登用して、当該大学経営に社会の意見を反映させるように努めている。また、管理運営に係る学生及び教職員のニーズは、教育支援委員会などの全学の常置委員会が把握し、資料やデータを整理して、教育研究評議会や部局長会議に諮って審議する体制を取っている。さらに平成19年度において「学長と語る会」を設定し、学長と各学部の教職員との間で、当該大学の現状に係る説明・意見交換を行った。

学生ニーズの把握には、学生（新入生）と学長との懇談会等で直接意見聴取したり、教育支援委員会や学生生活支援委員会において授業評価や学生生活に関するアンケート調査を実施し、得られた意見や要望を管理運営計画作成に反映させるようにしている。学生（新入生）と学長との懇談会で出された意見に基づき、附属図書館の諸資格に関する図書の実質、体育館更衣室の改修、大学会館や共通教育等のエレベーターの新增設など、福利厚生施設の改修・整備が行われている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事として常勤1人と非常勤1人の計2人の学外者を配置している。監事は、監事監査規則に拠って経営協議会、役員会、教育研究評議会、部局長会議、企画調整会議等の主要会議に出席し、任務である当該大学業務の監査から得られた結果に基づき、当該大学運営の改善について提言している。

具体的な監査業務に関しては、内部監査課と連携して全部局を対象とする定期監査、臨時監査並びに経理部、医学部附属病院を対象とする四半期毎の月次監査を実施し、その結果を役員会へ報告すると共に、指摘・提案事項に対する執行部の取組状況について、学長、理事、副学長、学部長、事務局部長とのミーティングを実施するなど、年間を通じてフォローしている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の資質向上のための学内研修計画を、法人化後も人事管理課で継続して実施している。

またFDやSD研修会として、全学の教職員を対象とした学長・理事講話や鳥取県知事等、学外委員を講師とする幹部職員研修会を開催して、民間的経営手法の研修や、当該大学管理運営に対する意識改革の取組を行っている。

さらに、文部科学省大学国際戦略本部強化事業（平成17年度採択）による世界的研究・教育拠点形成の国際戦略活動の一環として、主に事務系職員を語学研修のために海外派遣している。また、文部

科学省大学教育の国際化推進プログラム：海外先進教育実践支援、平成17年度採択「人間力向上のための教育プログラムの推進—国際的通用性の高いリベラルアーツ型教育の構築を目指して—」、平成18年度採択「国際的通用性の高い教職員育成プログラム（教育力、マネジメント力、コミュニケーション力の向上を目指して）」、平成19年度採択「国際的通用性の高い大学コミュニティの構築（学生と教職員の協働による人間力の向上を目指して）」を活用し、事務系職員を海外の学术交流協定締結校等に派遣している。そして、海外での情報収集に当たると同時に、国際的感覚の醸成に努めており、平成18年度には事務職員6人と教員6人を派遣している。

学外においては、全国規模で開催される大学経営トップセミナー、管理職員を対象にした大学運営に関する各種セミナー、中国・四国地区の大学等が企画する係長研修や中堅職員研修等、学外で開催される研修会にも参加させて資質の向上を図っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関わる基本方針は、中期目標・中期計画及び年度計画に明示して実行しており、関連する諸規定等を整備して適正な管理運営体制を構築している。学内規則には、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や各構成員の責務と権限を明記している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

広報委員会と総務部広報企画室が、当該大学ウェブサイト上に大学の目的、計画、活動状況に関する多数の情報を学内外で広く利用できるように整備を進めてきている。教職員は、トップページにある学内専用ページの「学内教職員の方へ」の項目を選択することにより、設定した34の情報メニューによって当該大学の運営の意思決定に対して重要な役割を担う経営協議会や役員会、教育研究評議会等、主要な会議の議事要旨などの大学の活動に関わる情報を活用することができる。

また、当該大学運営に係わる情報は、部局の担当部署に蓄積されており、必要に応じて組織単位にLANシステムを構築してデータを共有し、業務の効率化に供している。

事務情報は情報委員会の下に事務情報専門委員会において、事務情報ネットワークシステムの運営、データベース管理等に関する検討を行っている。

これらのことから、当該大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、当該大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

当該大学が実施している自己点検・評価は、(1) 国立大学法人評価、(2) 大学機関別認証評価、(3) 鳥取大学による自己点検・評価、(4) 鳥取大学による教職員の個人業績評価、の4種類である。

自己点検・評価の実施は、経営企画部大学評価室が中心となって根拠資料を収集・整理し、客観的な作業の実施に努めている。

自己点検評価方式に基づく個人業績評価は、教員は平成15年度から、事務系・技術系職員は平成16年度から実施し、その結果を自己研鑽やインセティブ付与等に活用している。

なお教員に関しては、教員個人業績調査票によって平成9年度分からデータベース化して、個人業績評価の根拠資料としても活用している。また、大学評価の業務を効率的に実施するため、平成18年度に評価委員会の下に大学評価データベース・ワーキンググループを設け、法人化以降の主要会議資料をデータベースに取り込んで、大学評価に係る全学的なデータベース構築に向けて作業を進めている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

当該大学が実施している自己点検・評価に関しては、個人情報扱う教職員の個人業績評価を除き、すべて報告書を作成し、公表している。また、特定の部局が実施した自己点検・評価の報告書の一部を除き、全学を対象にした自己点検・評価を始めとして、報告書のほとんどは大学内部のみならず、文部科学省や各国立大学法人及び共同利用機関などの大学関係機関、また鳥取県及び市町村の教育委員会などの外部関係機関に対して配布している。また、法人化以降は、大学評価に係る報告書のすべてをウェブサイトに掲載し、学内外に向けて広く公開している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。

学校教育法に基づいて当該大学が独自に実施する自己点検・評価のうち、いわゆる外部評価に該当するものとして、平成8年度以降、9回実施している。これらの自己点検・評価には学外評価委員が参画しており、報告書には当該大学の活動に対する第三者評価としての貴重な提言が以下のように盛り込まれている。

平成14年度の附属図書館『外部評価報告書』では、図書館サービスの項目において、「これからの大学評価では、学生への教育及びその設備環境が重要なポイントとなる。そのためにも学生の教育向上のために新たな図書館サービスは如何にあるべきか、また貴図書館の個性と特長を明確にしつつ、図書館としてなすべき重点事項は何かを検討し、精査することが喫緊の課題である。」とされている。また平成11年度の医学部附属病院『病院機能評価一審査結果報告書一』では、「今後、より一層、地域と地域住民を視点に置いた一歩進んだ病病連携・病診連携機能を構築し、地域に根差し、地域と協同して医療を完成させるとともに、医学生、卒後臨床医の教育・研修のみならず、地域の医師の生涯教育研修センターとしての機能のより充実した、教育・研修病院として、また県の地域医療、高次医療の中核となる高機能病院として、全国の地方の大学病院の模範となるように、さらなる発展を期待したい。」と提言されている。

また、法人化以降実施している自己点検・評価は、中期目標・中期計画に対する業績評価としての国立大学法人評価を、国立大学法人評価委員会による外部評価として行っている。

法人化以降に当該大学が実施している自己点検・評価の結果は経営協議会に報告し、学外委員による意見を聴取して当該大学運営に生かしている。また、役員会を構成する学外理事及び監事からは、評価の実施段階から多くの提言を仰いでいる。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

法人化後、自己点検・評価は評価委員会において企画・評価担当の副学長が委員長として、業務を統括している。自己点検・評価により改善を要する事項については、役員会や教育研究評議会、各常置委員会等の全学的な場で報告し、改善策を検討すると同時に、評価委員会と連携を取りながら各部局において具体的な対策を講じるようにしている。これらの改善策の実施状況は、監事監査等において点検・実行し、効果が得られるように努めている。監事監査によって意見提出された改善を要する課題については、年度内に講じた対策とその結果について総括し、学長が回答書を提出している。

改善の具体的事例としては、平成 17 年の監事監査において指摘のあった各種グランドデザインの早期策定について、教育のグランドデザインを平成 19 年 1 月に策定するなど、他のグランドデザインについても、順次対応を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 文部科学省の大学国際戦略本部強化事業や大学教育の国際化推進プログラムにより、事務系職員を対象に語学研修や海外派遣を実施している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 鳥取大学

(2) 所在地 鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101

(3) 学部等の構成

学 部：地域学部，医学部，工学部，農学部

研究科：地域学研究科（教育学研究科），医学系研究科，工学研究科，農学研究科，連合農学研究科

関連施設：附属図書館，附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校，附属幼稚園，地域学部附属芸術文化センター，医学部附属病院，同附属脳幹性疾患研究施設，工学部ものづくり教育実践センター，農学部附属フィールドサイエンスセンター，同附属菌類きのこ遺伝資源研究センター，同附属動物病院，同附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター，乾燥地研究センター，総合メディア基盤センター，入学センター（アドミッションセンター），大学教育総合センター，国際交流センター，生命機能研究支援センター，鳥取地区放射性同位元素等共同利用施設，生涯教育総合センター，産学・地域連携推進機構，保健管理センター

(4) 学生数及び教員数（平成19年5月1日）

学生数：学部 5,281名，大学院 1,098名

教員数：711名（教諭74名で外数）

2 特徴

本学は、昭和24年に鳥取師範学校、鳥取農林専門学校、米子医科大学等の旧制諸学校を母体にした新制大学として発足して以来、着実な発展を遂げて今日に至っている。昭和40年には工学部が創設され、その後も学部への学科増設、大学院設置等による拡充整備を進め、現在は鳥取と米子（鳥取から約100km）の両キャンパスに地域学、医学、工学、農学の4学部を擁する総合大学として精力的な活動を展開している。

本学では、平成13年度から「知と実践の融合」を大学の理念に掲げ、社会の中核となりうる教養豊かな人材の養成、地球的・人類的・社会的課題解決への先端的研究、地域社会の産業と文化等への寄与の三つを目標として、教育や先端的研究、診療、地域貢献の各

分野で幅広い取組を実践してきた。個性輝く大学づくり、国際競争力の強化、教養教育の充実等を目指す大学改革への取組として、文部科学省等の重点支援事業に応募し、平成14年度以来、「21世紀COEプログラム」、「グローバルCOEプログラム」、「特色ある大学教育支援プログラム」、「地域貢献特別支援事業」、「大学国際戦略本部強化事業」等の諸事業に重ねて採択されるという高い評価を受けて、地方大学として異彩を放っている。

国立大学法人として活動の要となる「教育」に関しては、本学を構成する4学部・5研究科のそれぞれが、大学の理念及び教育研究目標に基づき、教育の目的や養成しようとする人材像を明確して実践活動を展開している。その特色は、次の3点によく現れている。①教育重視の基本方針に沿って、人間力を根底において教養豊かな人材育成を目指して教育改善に取り組んでいること、②国際学術交流に力を注ぎ、関連事業を活用して国際実践教育に積極的に取り組んでいること、③大学の社会貢献活動と併せて、地域の産業、医療、文化等と直結した地域連携による教育実践等に特色ある活動を展開していること。

「先端的研究」については、鳥取に根ざした地域研究から世界をリードする研究にまで発展した分野を有している。例えば、乾燥地科学に関しては、農学を軸にしながら社会医学やエネルギー工学領域との学際的な融合を図り、世界のトップレベルの研究を推進し、世界をリードする創造的人材の育成に大きく貢献している。「診療」に関しては、医学部の大学院の拡充を進めて高度医療に対応した優れた人材育成に力を注ぐと共に、地元自治体との連携に基づいて諸施設を整備し、地域医療の拠点としての役割を強めている。「地域貢献」に関しては、「心を豊かに、風土を豊かに」をスローガンにして人材育成事業を重点的に実施し、自治体や地域住民と連携した主体的な地域創成に尽力している。

このように教育、先端的研究、診療、地域貢献の分野にまたがり、現場を重視した問題解決型の活動を展開して、高い評価を受けているところに鳥取大学の教育・研究上の優れた個性と特色がある。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、理念として「知と実践の融合」を掲げ、その下に1) 社会の中核となりうる教養豊かな人材の養成、2) 地球的・人類的・社会的課題解決への先端的研究、3) 地域社会の産業と文化等への寄与、の3つを教育研究の目標としている。

国立大学法人の発足にあたり、この理念と目標に沿って平成16～21年度を期間とする中期目標・中期計画を作成し、「21世紀を迎えて教育、研究、社会貢献、診療、大学運営等の面で大学が発揮すべき機能を十全に伸展させる」ことを宣言した。そして、全学的観点からそれぞれの活動領域に対して具体的な目的を設定し、学部・研究科ごとに育成しようとする人材像を明確に定めて実践にあたっている。平成18年度には、教育と研究の各ブランドデザインを作成して活動の基本方針をいっそう明確にした。

以下に掲げる本学の教育研究活動の目的は、中期目標・中期計画で定めた内容に基づき、教育と研究の各ブランドデザインによってより明確にされた基本方針を反映させて、整理したものである。

なお、中期目標・中期計画に係る最新の評価結果として、国立大学法人評価委員会による「国立大学法人鳥取大学の平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果」（平成18年9月）がある。同資料により教育研究の質の向上については、国際交流活動について「着実な進展を見せている」との積極的な評価を得た。教育研究活動を支える業務運営に関しても、教員の個人業績評価の本格実施と効果的活用を主な理由にして「中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」との高い評価を得た。

1. 教育

1) 学士教育

①人間力を根底におく豊かな人材育成を行うため教養教育の再構築を目指す。②大学教育に課せられる社会的ニーズの変化に対応できるよう、教員の研修への参加機会を増やす。③基礎学力の向上を図るためカリキュラムの構成、到達度等を明確にし、カリキュラムの内容を精査できるシステムを構築する。④社会参画するステップとして、インターンシップ制度を活発に活用できる方途を社会と開発していく努力を継続する。⑤学生、教員相互の授業評価の結果等を活用して教授方法の改善が図られるよう、教員の教育業績評価システムを構築する。

2) 大学院教育

本学の大学院は、教育研究の特色を発揮するために学部連結の研究科と併せて連合研究科による複数の形態を取っており、これらの充実を図る。さらに、以下の点も重視する。①大学院大学とは異なる、学部4年と大学院2年を合わせた6年一貫教育コースを構築する道を探る。②研究者養成とともに教養豊かな高度専門職業人の養成を重視し、社会倫理を含めた高レベルの教育システムの確立を目指す。

2. 研究

地球的課題、人類的課題、社会的課題の3つの課題解決に向けた研究領域を主軸にし、持続性ある生存環境社会の構築を目指して研究・教育活動を展開することを基本指針に据え、研究マインドを鮮明にして次の目的達成に向けて取組を強化する。①アイデアとコーディネート能力のある研究者の確保を緊要の課題とする。②外部資金が導入可能なプロジェクトの養成、プロジェクト研究の支援等により大学としての研究能力の向上を図る。③グローバルCOEプログラム「乾燥地科学拠点の世界展開」、並びに、21世紀COEプログラム「染色体工学技術開発の拠点形成」による研究プロジェクトに対し、期間終了時に世界的研究拠点のレベルに達するよう支援する。④21世紀COEプログラムに該当、あるいは匹敵するプロジェクトを組織するための支援体制を構築する。

3. 社会貢献

①産学・地域連携推進機構及び社会貢献推進課を中心に産官学連携による社会貢献、地域住民との連携による社会貢献を促進する。②生涯教育、ブラッシュアップのための機会提供を拡げる。③出前講義、理科教育への関心を高める各種事業の開催、参画、各種研修の開催を行う。④公開講座の開催を拡大する。

4. 診療

①医学部附属病院を地域における中核医療機関として位置づける。②最重症患者あるいは遺伝性疾患を含む難治性疾患患者の診療に責任を負えるよう、人材の確保と設備の充実を図る。③地域の住民に信頼され、地域の住民の保健と福祉の増進に指導的役割を發揮し続ける。④診療を通して疾病の本態の解明、診断、治療、予防法の開発に努め、医療の進歩に貢献する。⑤診療支援活動として、地域における医療従事者の再教育及び一般社会人に対する、医療に関する社会教育の中心的機関として充分応えられる整備を図る。

5. 全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設

設置目的に合った活動を義務づけ、その評価を通じて学内外から教育研究活動への支援が活発に行われる施設となることを目指す。特に、教育研究、教務事務、大学管理運営事務の情報化、能率化に対応すべく、附属図書館及び総合メディア基盤センターの充実を図る。

6. 大学運営

学長のリーダーシップの下、PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルが機能するシステムを構築し、迅速的確な判断、タイムリーな企画立案が可能となる効率の良い事務運営組織を構築する。ライン・スタッフ制による効果を高めるために、スタッフを構成する職員に対し専門性が必要な部署での研修機会を増加させ、各種インセンティブを付与するシステムを導入して能力向上に努める。こうした取組により職員各人の役割を明確にし、大学全体としての機能を向上させるために、人材確保や職種設定、勤務形態に対し弾力的な人事制度の活用を図る。

（学士課程・大学院課程ごとの独自の目的）

本学を構成する4学部と6大学院研究科では、下記のような内容で各々が養成しようとする人材像を定めるとともに、それを含めて達成しようとする基本的な成果を明確に定め、教育研究活動の実践にあたっている。学士課程に関しては、学部を構成する学科ごとに養成しようとする人材像を定めている。

1) 学士課程

地域学部（平成16年度に教育地域科学部を改組して設置）は、地域に関する専門的な知識や能力の情熱を持った地域のキー・パーソンを生み出す。教育地域科学部は、地域のキー・パーソンと教員を養成する。医学部は、生命の尊厳を重んじ、限りない人類愛を身につけるとともに、地域社会のみならず国際的に貢献できる個性輝く創造性豊かな人材を養成する。工学部は、人類の福祉と社会の発展に資するため、主として工学分野において人々や社会が必要とする技術を開発し、それを駆使しうる人材を育成する。農学部は、豊かな人間性を育てつつ、基礎的専門知識と課題探究能力を備え、幅広い視野と創造性をもって人類の生存と福祉に貢献できる人材を育成する。

2) 大学院課程

教育学研究科は、教育現場の実践経験に依拠しながら、より高度の教育プロフェッショナルを育成する。地域学研究科（平成19年度に教育学研究科の後に新設）は、地域の創造を目指す人材を養成する。医学系研究科は、生命の尊厳を重んじ、生命倫理を遵守しながら、地域特性を生かした最先端の医学研究とヒトゲノムに関する生命学研究を発展させる人材を養成する。工学研究科・博士前期課程は、萌芽的研究や開発研究を進めることができる高度な技術者及び研究者を養成する。工学研究科・博士後期課程は、高度な専門分野の研究能力と基礎学力を有し、研究者として自立した研究活動を行う能力、社会の養成に対応できる応用力、創造力を有する人材の育成を行う。農学研究科（修士課程）は、グローバル化の時代にふさわしい国際人として持続性ある生物生産と生存環境の構築に貢献する高度専門職業人を育成する。連合農学研究科（博士課程）は、農学・生命科学分野における独創的かつ先駆的な研究を推進できる人材、及び、農林業・生物関連産業の発展に寄与する人材を養成する。連合獣医学研究科（山口大学大学院・博士課程）は、獣医学に関する高度の専門能力と豊かな学識を備え、柔軟な思考力と広い視野を持って社会の多様な方面で活躍できる高級技術者及び独創的な研究をなし得る研究者を養成する。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

本学の目的は、上記の観点に係る分析に照らして明確かつ適切に設定されており、構成員への周知徹底と社会への公表を通じて、教育研究活動の礎として適切に役割を果たしていると判断できる。その主要な根拠は下記の通りである。

文部科学省第35回中央教育審議会の指摘にあるように、知識基盤社会の中で高等教育機関は、豊かな教養と高度な専門性を備えた人材の養成を期待されている。このような社会情勢を背景とする大学が量的拡大を進める中で、教育研究の質の確保と向上が必要不可欠のものとなりつつある。高等教育機関をめぐるこうした情勢認識に立脚し、鳥取大学では大学の理念と目標を樹立し、それに基づいてすべての学部・研究科において教育研究活動の目的や目標、養成しようとする人材像等を明確に定めている。これらの目的を印刷物やホームページ等の各種媒体、オープンキャンパスや入試説明会等の機会を通じて学内外に向けて広く公表し、周知に努めている。

本学を構成する学部・研究科が担当する学術研究分野の発展はめざましく、国際化、情報化、少子・高齢化といった社会変動に対応して、大学に対する社会貢献の役割が従来にも増して大きく求められるようになってきている。こうした大学を取り巻く社会環境の変化や学術動向に迅速に対応して、教育研究活動の発展方向を的確に見定めていくことが大切であり、その意味で大学全体、学部・研究科における目的設定は重要な意味を持つ。このような理解に基づき、本学では平成18年度に教育及び研究の各ブランドデザインを作成し、教育研究活動の目的や目標をより鮮明にした。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学の教育研究組織（実施体制）は、上記の観点に係る分析に照らして適切に機能していると判断できる。主な特徴は次のような点にある。

鳥取大学は、学部に関しては地域学部（教育地域科学部）、医学部、工学部、農学部の4学部、また、大学院に関しては地域学研究科（教育学研究科）、医学系研究科、工学研究科、農学研究科、連合農学研究科の5研究科から構成されている。

学部に関しては、平成16年度に教育地域科学部を改組して設置された地域学部は、4学科及び1附属センターから、教育地域科学部は4課程から構成されている。医学部は3学科及び2附属施設、工学部は8学科及び1附属施設、農学部は2学科及び4附属施設から構成されている。

大学院に関しては、平成19年4月に教育学研究科の後に新設された地域学研究科は2専攻から、教育学研究科は3専攻から構成されている。医学系研究科は4専攻から構成されている。工学研究科は、博士前期課程8専攻と博士後期課程3専攻から構成されている。農学研究科は3専攻から構成されている。連合農学研究科は独立研究科であり、3専攻から構成されている。

以上のすべての学部及び研究科において、学問分野の体系と社会情勢に対応した的確な組織編成に努めてきており、各々が明確に掲げた教育研究の目的及び養成すべき人材像等の実現に向けて、適切な取組を行っている。

本学の教養教育は、全学共通教育の名称で、大学教育総合センターを基幹組織として全学出動体制の下に取り組みされている。

本学に設置した8つの学内共同教育研究施設と1つの全国共同利用施設は、いずれも研究のみならず学生教育、地域連携・地域貢献等に重要な役割を果たしている。

各学部の教授会、教務委員会等の学生の教育活動を審議する会議が定期的開催され、機動的な役割を果た

している。

基準3 教員及び教育支援者

上記の観点に関する分析から、本学では教員及び教育支援者等の組織配置並びに活用を適切に行って、教育課程の展開に結びつけていると判断できる。観点に即した主な特色は、次のような点にある。

本学は、大学規則や中期目標・中期計画に掲げた「知と実践の融合」の理念に基づき、教育研究活動の充実を目指して組織改革に取り組んできた。その結果、教育課程を遂行するために必要な専任教員が質量ともに適正に配置され、教育研究と学習支援活動に従事している。また、教育課程の円滑な展開のために事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、TA等の教育補助者も有効に活用されている。

教員の採用基準について、大学規則及び学部規則により明確な基準を設けている。各学部では、そのほかに独自の基準を設けて、教育上の指導能力の評価や大学院課程における教育研究上の指導能力の評価を行っている。人事に際しては、複数の教員から成る人事選考委員会を設けて審査を行っており、近年では審査過程の一部にプレゼンテーションによる公開審査を組む込むところが増えている。

教員の採用・昇進の基準において教育活動を重視するようにしており、学生による授業評価アンケートを教育支援委員会の主導の下に年2回（医学部の専門科目は1回）実施している。その評価結果は、詳細に分析して学術論文として公開しており、同時に、ホームページによって公表して適切に利用し、授業改善に活用している。さらに、教員の研究と教育活動の一貫性の確保に努めており、研究活動の成果を教育内容に反映させて教育の充実に結びつけている。

教育組織の改革については、社会のニーズを踏まえつつ計画的に実施してきており、法人化後には次のような改革に積極的に取り組んだ。教育地域科学部の改組による地域学部の設置、大学院教育学研究科の後を受けた地域学研究科の新設、医学系研究科機能再生医科学専攻（独立専攻）の設置、地域学部芸術文化センターの設置、農学部における菌類きのこ遺伝資源研究センター、鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター、フィールドサイエンスセンターの設置、学内共同教育研究施設の改組、全国共同利用施設・乾燥地研究センターの拡充整備。

なお、大学の目的に沿って教員組織の充実を図るために、教員の採用に関する基準や規則を整備し運用しているが、女性教員や外国人教員の任用割合が低く、これらの点について改善措置が求められる。

基準4 学生の受入

本学では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を策定して厳密かつ適正に入学者選抜試験を実施し、入学者の定員管理も的確に行っており、学生の受入に適切に対応していると判断できる。具体的には、次のような点に特色がある。

アドミッション・ポリシーを明確に定めており、それを大学案内や入試選抜要項、各学部等パンフレット、ホームページ等に掲載して公表すると共に、印刷物を大学の関係者及び関係機関、受験者等の一般向けに広く配布し、高校訪問やオープンキャンパス等を通じて説明を行って、学内外に周知している。

学部・学科及び研究科ごとに、アドミッション・ポリシーに適合した適切な学生受入を目指して、学力試験や面接、調査書及び推薦書等を利用した多様な形態の選抜試験を実施し、本学で学ぶ上で必要な学力、意欲、関心、思考能力、探求心、チャレンジ精神、向上心、問題意識、協調性等を評価して学生を受け入れている。

留学生、社会人、編入学生の受入に関して、アドミッション・ポリシーによって基本方針を明示し、受験生に配慮して様々な形態で入学者選抜を実施して、適切に対処している。受入後にも個々の事情を考慮して支援策を講じており、外国人留学生に対しては日本語、日本事情科目の履修制度の設定、私費留学生への経済的支援、職業を有する社会人大学院生に対しては長期履修制度の設定など、多様な入学者に対応した支援策を設け

ている。

入学者選抜は、入試委員会の総括のもとに適切な実施体制を構築して公正に実施している。その結果については、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入と教育の実践という観点から、大学全体では入学者選抜方法研究専門委員会において調査検討し、それに各学部の独自の調査研究を加えて入試方法の改善に取り組んでいる。

入学者の状況については、学部では実入学者が定員を大きく超過することなく、適切な受入を行っている。ただし、大学院博士後期課程においては、連合農学研究科を除き定員割れの状況にある。大学院に対しては、長期履修制度の他にエンカレッジファンドを設けて支援制度を整備しているところであるが、特に、博士後期課程において入学者増大のための対策を講じていくことが必要である。

基準 5 教育内容及び方法

(学士課程)

本学の4学部の学士課程における教育内容及び方法は、下記のような特色に照らして適切に構築され、機能していると判断できる。

学部・学科では、本学の理念と目標に沿って教育の目的や目標、養成しようとする人材像を定め、教育課程を編成している。それぞれの教育課程は、全学共通科目と専門科目によって構成されている。全学共通科目の中の専門基礎科目が、全学共通教育と専門教育を連結する役割を担っており、学年進行に合わせて専門教育のウエイトを高めるようにしている。教育課程については、履修の手引きの冊子配布を行うほか、入学オリエンテーションや一般ガイダンス、講義時の説明を通じて学生に周知している。

特色ある授業としては、全学共通教育では、学内外のユニークな講師陣による教養特別講義Ⅰ・Ⅱ、中国・四国地区国立大学等共同授業、メキシコ合衆国に3カ月滞在する海外実践教育科目、高年次実践科目等がある。専門教育では、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」事業、同「大学教育の国際化推進プログラム」事業によって、実践力を重視した特色ある授業科目が多数設定されている。全学的視点からこれらの特色ある授業を随時、開設することにより、学生の多様なニーズに応えている。

授業の内容は、教育課程の編成の趣旨に沿って、担当教員の研究成果を反映した形になるように配慮している。そして、学務支援システムを用いてシラバスに記載してWeb上に公開している。シラバスには、授業の目的と概要、成績評価方法と基準、授業計画等の詳細を記載し、学生による授業評価アンケートによってその実施状況を点検するようにしており、シラバスと実際の授業内容の間には高い整合性が見られている。

授業の成績評価や単位認定、学位認定は、鳥取大学学則に基づく諸規則や公表した基準に従って、厳正に実施している。成績評価に際しては、授業の進行に合わせて理解度を把握し、状況に応じて学期中にも評価を繰り返すなどの工夫をしている。能力や学習の不足で学力低下に悩む学生に対しては、講義中の小テスト、授業時間外での質問時間の設定、補講などの方法を採用して指導に努めている。また、GPA制度を導入して成績評価の基準化に努め、その結果を成績優秀者の選考に適用し、表彰制度を利用して学生の学習意欲の向上に努めている。

<大学院課程>

本学の大学院課程における教育内容及び方法は、全学的に捉えると下記のような特色に照らして、適切に構築され機能していると判断できる。

本学では、鳥取大学大学院学則によって5つの研究科を設置し、その下に専攻を配置している。各研究科・専攻では教育目的を明確にし、それに沿って学術・学界動向を踏まえながら教育課程を体系的に編成している。教育課程の内容については、履修の手引きの冊子配布のほか、入学オリエンテーションや講義の機会を捉えて

説明し、ホームページによって公開し学生に周知している。

各研究科・専攻では、教育の目的に応じて多様な授業形態と学習指導方法に配慮しながら、バランスの取れた教育課程の編成に努めている。特色ある授業科目として上げられるのは、地域学研究科のフィールド型授業、工学研究科及び農学研究科のMO T関連授業等が代表的な存在であり、他にも、海外の学術交流協定締結大学・研究機関に学生を短期・長期で派遣し、授業の履修や共同研究の実施を通じて、実践力豊かな国際的感覚に優れた人材養成に取り組む授業科目が設けられている。

授業科目に関しては、学士教育の場合と同様に学務支援システムを用いてシラバスに記載し、W e b上に公開している。シラバスには成績評価方法と基準を明記し、大学院学則と研究科規程に従って適正に成績評価を行っている。学生が成績評価に対して疑問がある場合には、学部と同様の制度を設けて成績評価の正確性を担保するための措置を講じている。授業内容については、教員個人による研究活動の成果、学会の最新情報、学外研究者の活用と併せて、大学が戦略的に取り組んだ21世紀COEプログラム等の研究成果を積極的に活用している。

大学院教育にとって研究指導は、授業と共に重要な柱と位置づけられており、各研究科では学生に対して複数の指導教員を配置してきめ細かい指導体制を整えている。学生にはTA、RAとしての活動機会が豊富に与えられており、教育研究能力の育成に活用されている。学位論文の指導体制、成績評価の基準、修了認定、学位審査の体制も整備され機能している。

基準6 教育の成果

大学における教育の成果は、卒業（修了）、進学、免許取得、就職、卒業（学位）論文等の状況で判断ができる。これらの指標によって本学における教育に関する総合的な評価を行うと、次のような特徴からその成果や効果が上がっていると判断できる。

学生の授業評価アンケート調査の高い実施率や評価結果のインターネット上での公表、鳥取大学独自による自己点検・評価活動への積極的取組、大学評価・学位授与機構による分野別評価（工学系）の受審、工学部や農学部におけるJ A B E E認証学科の増加など、教育の成果や効果に関する検証や評価に積極的に取り組んでいる。

学生への授業に関する調査結果より、学生はおおむね授業に満足している。就職状況をみると、全体的に学部・学科、研究科・専攻のそれぞれの教育目的に沿った分野への就職率が高くなっており、所期の目的を果たしている。研究者養成を教育目的にあげている研究科・専攻では進学率が高く、また研究者としての就職率が高い。免許・資格の取得を目標としている学科では、資格試験合格率とその分野への就職率が極めて高くなっている。

卒業生に対するアンケート調査では、教育学部及び教育地域科学部、医学部では卒業したことや学生生活に満足をしている人が多い。工学部、農学部では学生時代の卒業研究に満足している人が多く、自ら考えて取り組む実践的な教育に対する満足度が高くなっている。就職先の関係者に対する調査においても本学卒業生はよい評価を得ている。

ただし、最近の授業評価アンケート調査による平均評価点の推移にあまり変化がない点を考慮すると、教育の成果や効果の向上を目指して本学で計画、進行中である施設整備などと併せた多面的な対策が必要であると考えられる。授業評価アンケート調査の結果が芳しくない科目が一部にあり、これらに対しては個別指導による対策を講じているところであるが、授業改善への継続的な活動が必要である。

基準7 学生支援等

学生に対する履修指導や学習指導の実施状況、学習支援のための学生相談・助言体制、自主的学習の支援環

境、活動支援状況、生活・就職・経済支援のための相談・助言等の観点から捉えて、本学での学生支援等の活動状況は、全体として適切であると判断できる。その根拠となる具体的な特徴は、次のような点にある。

本学では、学部及び大学院の新入生、一般学生に対して授業科目の履修、専門、専攻の選択のガイダンスを、「履修の手引き」等の印刷物や入学オリエンテーション等での説明によって、適切に実施している。加えて、学級教員等による個別指導、電子メールや意見箱の利用といった各種方法を組み合わせて相談・助言体制を確保し、学生ニーズに応じた学習指導が的確に行われている。学習支援に関する学生のニーズ把握のために、学生と学長との懇談会、新入生の宿泊研修、Webサイトを活用した学生相談等の形で、学生と教職員との交流の機会を数多く設けている。

学生の学習環境整備として、施設面では教室や研究室への空調施設や情報教育用施設の装備、トイレ改修等に力を注いでいる。老朽施設の改善や耐震構造強化のねらいから校舎改修を年次進行させており、その際に併せて学生向けの居室や演習室、自習室、コモンスペース等を整備して、自主的学習環境の改善を着実に進めている。

「鳥取大学の教育グランドデザイン」の策定を通じて、課外活動を教養教育の一環として位置づけ、活動支援の姿勢をいっそう明確にしたことに象徴されるように、本学では学生のサークル活動や自治活動等の課外活動に対して適切な支援を行っている。とりわけサークル活動に関しては、法人化以降、学生ニーズの把握に基づき関連施設の整備に重点的に取り組んでいる。

学生の健康相談、生活相談、就職・進路相談、各種ハラスメント相談等について、大学規則に基づき各学部の実情に合わせた相談・助言体制を整備し、機能させている。特別な支援を必要とする留学生や身体に障害のある学生等からのニーズの把握に努め、それに対応した生活支援等の対策を施設面、経済面から積極的に講じている。

今後は、学生支援等を一層充実するため、全学的な観点からの自己点検・評価の継続的实施と、その結果に基づく学生ニーズに応じたきめ細かい対策を実施するための体制整備が重要となる。

基準 8 施設・設備

下記のような特色に照らして、本学では、教育重視の学長の基本姿勢に基づき、教育研究組織の運営及び教育課程の実現に相応しい施設・設備を保有し、それらの内容の充実を図って有効活用を実現していると判断できる。

本学の校地・校舎規模は、大学設置基準を十分に満たした水準にあり、校舎に併設した附属図書館や総合メディア基盤センター、体育館、陸上競技場等の諸施設についても大学設置基準を満たしている。講義室には冷暖両用空調設備や映像設備が設置され、その他、情報教育用のPCやLAN回線を配置した情報演習室、学際的・先端的プロジェクト研究のための共用研究スペースへのスペースチャージの導入など、施設内の設備の充実を注いでいる。これらの施設・設備に対する利用状況は、適切な水準を維持している。また、施設・設備に関する運営管理規則や利用の手引き等は、大学概要や施設利用の手引き、「学生生活案内（キャンパス・ダイアリ）」等の冊子・パンフレット類、大学ホームページなどの多くの手段によって公表しており、構成員への周知が図られている。

教育内容、方法の改善に係る情報利用の環境整備に関しては、学生の必携PC制度の導入と併せて教育用情報ネットワークシステムの整備に重点的に取り組み、全学情報教育専門委員会を中心にしながら情報教育の内容を検討して順次改善し、学生にニーズに応えた教育を実施している。

学術資料に関しては、予算的裏付けを得て図書資料及び学術雑誌の整備水準を高めている。学術雑誌としての電子ジャーナルは8,400種にまで利用範囲を拡大し、医学や工学、農学分野の研究推進上不可欠な存在となってきている。また、県内の公立図書館との間で相互利用協定を締結して本学図書の一般利用を進めると同時

に、学生や教職員が利用できる蔵書数を大幅に増加させている点は、全国に先駆けた取組として特筆に値する。

教育研究の重要な基盤となる施設・設備の整備に関して、本学で法人化以降上記のような円滑な取組が行われてきている要因として、学長により教育重視の基本姿勢が明確に打ち出され、それが資源配分に反映されていることによる部分が多い。本学では、平成17年度から全学的見地から中央経費化により戦略的経費を確保し、その中に施設維持管理費、学術図書資料費、情報関連経費等を盛り込んで、大学独自の戦略的な取組を進めている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

下記のような特徴に照らして、本学では教育の質の向上及び改善のためのシステムが適切に構築され、機能していると判断できる。

授業のシラバス、授業時間割表、学生の単位取得状況等の教育活動に関する資料・データは、学部教務係において収集し、蓄積している。試験答案、レポート、学生による授業評価結果、卒業論文等については、担当教員が保存している。全教員は、「教員個人業績調査票」に毎年の教育研究活動の実績を入力し、データベースとして登録している。

学生の意見聴取に関しては、平成13年度より学期ごと（医学部の専門科目は年度末）に学生による調査を実施している。アンケート項目は、「授業の内容」5項目、「授業の進め方」5項目、「総合的な感想」、その他であり、5段階評価としている。また、学生による授業評価アンケート調査とは別に、学生に対する全学的なアンケート調査をほぼ2年ごとに実施しており、その結果は自己点検・評価報告書に取りまとめて公表している。

学外関係者の意見聴取に関しては、大学評価委員会が、平成16年11月から12月にかけて、本学卒業生に対して、「大学教育に関するアンケート調査」を実施し、728通（回収率26%）の回答を得た。その調査結果は、「鳥取大学の現状と課題 第11号」（平成17年11月）に掲載され、教育改善の基礎資料として活用されている。

学生による授業評価アンケート調査の結果は、教育支援委員会によってすみやかに整理・集計し、教員と学部長にフィードバックして、各教員は評価結果をもとに授業内容・方法を改善している。学部長は、特に評価の低かった教員に対し、個別に面談して助言・指導している。平成18年度後期からは教員自身の自己評価アンケートを実施し、学生による授業評価をより有効に活用するようにした。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）については、教育支援委員会及び評価委員会が毎年、全教員を対象にしたFD研修会を実施するほか、各学部・学科において各種のFD活動を継続的に行っている。FD研修会による成果が、授業改善に結び付いている具体例が報告されている。

教育支援者（事務職員、技術職員）や教育補助者（TA等）を対象にした研修に関しては、各部署や学部が主体になって参加、出席の機会を設けており、能力開発や資質向上に活用している。

基準10 財務

本学の財務に関しては、下記のような特色に照らして、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための安定した内容を備えていると判断できる。

本学の資産の大部分は、法人への移行時に国からの出資により承継したものであり、債務は過大な水準ではなく財務の健全性を確保しており、安定して教育研究活動を遂行しうる条件を備えている。

経常収入の基礎となる学生の確保に努め、附属病院収入の増収に務めている。外部資金についても全学共通認識のもとに獲得の拡大に努めており、附属病院を軸にしながら安定した経常収入を確保している。

収支計画を部局長会議、経営協議会、役員会で審議して策定し、大学ホームページに掲載するなどの方法で関係者へ明示している。また、学長のリーダーシップの下に教育重視、継続的な教育研究環境の整備・維持に

鳥取大学

配慮して適切な資源配分を行っており、計画に沿った安定した収支状況となっている。

財務報告書等については、規則に準拠して作成した後、監事監査及び会計監査人による監査を受け、その後、文部科学省に提出して認可を受け、公告の手続きを行っている。公告後は、財務報告書等を一般の閲覧に供すると共に、大学ホームページや大学概要に掲載して学内外に向けて広く公表している。

基準 11 管理運営

本学の管理運営活動に関しては、総括的に整理して①管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成を支援する任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っており必要な職員が配置されていること、②関連する諸規則が整備されていること、③外部評価者による外部評価が行われており、学部内外関係者のニーズが把握され、学部運営に適切に反映されていること等の実態に基づき、基準 11 の要件を満たしていると判断する。その根拠骨子は下記の通りである。

本学では、掲げた大学の理念と目標に沿って与えられた社会的役割を發揮するため、学長の強いリーダーシップと経営手腕の下に、学内コンセンサスを踏まえた効率的な大学運営にあたっている。学長の運営方針を明確に反映させて効果的な意思決定を行いその実施にあたるために、管理運営に関する諸規則の整備を行うことはもとより、大学が重点的に取り組む課題に応じて理事及び副学長の配置を弾力的に行い、常置委員会の運営方法に配慮したり、企画調整会議や部局長会議を設けたりするなどの措置を講じている。また、経営協議会委員や役員に学外の有識者を積極的に登用して、民間的手法を参考にしながら大学運営の革新を目指している。

大学の目的、計画、活動状況に関する資料やデータは、大学ホームページや各種印刷物、研修会等を通じて大学構成員が自由に利用できるように環境整備を進め、情報提供機能の強化を図っている。併せて、大学構成員である学生と教職員、その他学外関係者のニーズを常置委員会の活動を通じて把握し、管理運営に反映させている。

平成 8 年度以降、外部評価に該当する自己点検・評価を 9 回実施し、本学の活動に対して第三者による評価結果を反映させるように努めてきた。自己点検・評価によって得られた結果は、評価委員会を通じて学内に広く環流して必要な改善策を講じるようにし、そのために監事監査等を通じて対応状況を詳細に点検して着実な改善効果が得られるように努めている。また、本学独自の取り組みとして、教員及び事務系・技術系職員を対象にした自己点検評価方式に基づく個人業績評価を実施し、その結果を自己研鑽やインセンティブ付与等に活用している。

